

第 1 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 9 日) (木曜日)

開 会	7
開 議	7
日程第 1 仮議席の指定について	7
日程第 2 議長選挙について	9
休 憩	10
日程第 3 副議長選挙について	10
日程第 4 議席の指定について	11
日程第 5 会議録署名議員の指名について	11
日程第 6 会期の決定について	11
休 憩	11
日程第 7 発議第 1 号日置市議会会議規則の制定について	11
花木千鶴さん提案理由説明	11
日程第 8 発議第 2 号日置市議会委員会条例の制定について	12
花木千鶴さん提案理由説明	12
日程第 9 発議第 3 号日置市議会事務局設置条例の制定について	12
花木千鶴さん提案理由説明	12
休 憩	13
日程第 10 常任委員会委員の選任について	13
休 憩	13
日程第 11 議長の常任委員辞任について	14
坂口ルリ子さん	14
休 憩	14
休 憩	14
休 憩	15
日程第 12 議会運営委員会委員の選任について	15
休 憩	15
散 会	15

第 2 号 (6 月 10 日) (金曜日)

開 議	2 2
日程第 1 同意第 1 号日置市監査委員選任につき議会の同意を求めることについて	2 2
宮路市長提案理由説明	2 2
日程第 2 同意第 2 号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	2 2
宮路市長提案理由説明	2 2
日程第 3 同意第 3 号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	2 3
宮路市長提案理由説明	2 3
日程第 4 同意第 4 号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	2 3
宮路市長提案理由説明	2 4
日程第 5 同意第 5 号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	2 4
宮路市長提案理由説明	2 4
日程第 6 同意第 6 号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	2 5
宮路市長提案理由説明	2 5
坂口ルリ子さん	2 5
宮路市長	2 5
坂口ルリ子さん	2 6
日程第 7 同意第 7 号日置市固定資産評価員選任につき議会の同意を求めることについて	2 6
宮路市長提案理由説明	2 7
日程第 8 同意第 8 号固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて	2 7
宮路市長提案理由説明	2 7
日程第 9 同意第 9 号固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて	2 8
宮路市長提案理由説明	2 8
日程第 1 0 同意第 1 0 号固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて	2 8
宮路市長提案理由説明	2 8
日程第 1 1 同意第 1 1 号固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて	2 9
宮路市長提案理由説明	2 9
日程第 1 2 承認第 1 号専決処分につき承認を求めることについて	3 0
専決第 1 号日置市役所の位置を定める条例等の制定について	3 0

宮路市長提案理由説明	30
坂口ルリ子さん	30
宮路市長	31
坂口ルリ子さん	31
日程第13 承認第2号専決処分につき承認を求めることについて	32
専決第2号字の名称変更について	32
宮路市長提案理由説明	32
日程第14 承認第3号専決処分につき承認を求めることについて	32
専決第3号鹿児島広域市町村圏協議会規約の一部変更について	32
宮路市長提案理由説明	32
日程第15 承認第4号専決処分につき承認を求めることについて	33
専決第4号日置市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の制定 について	33
宮路市長提案理由説明	33
日程第16 承認第5号専決処分につき承認を求めることについて	34
専決第5号指定金融機関の指定について	34
宮路市長提案理由説明	34
坂口ルリ子さん	34
益満総務企画部長	34
日程第17 承認第6号専決処分につき承認を求めることについて	35
専決第6号平成17年度日置市一般会計暫定予算	35
日程第18 承認第7号専決処分につき承認を求めることについて	35
専決第7号平成17年度日置市国民健康保険特別会計暫定予算	35
日程第19 承認第8号専決処分につき承認を求めることについて	35
専決第8号平成17年度日置市老人保健医療特別会計暫定予算	35
日程第20 承認第9号専決処分につき承認を求めることについて	35
専決第9号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計暫定予算	35
日程第21 承認第10号専決処分につき承認を求めることについて	35
専決第10号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計暫定予算	35
日程第22 承認第11号専決処分につき承認を求めることについて	35
専決第11号平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計暫定予算	35
日程第23 承認第12号専決処分につき承認を求めることについて	35

	専決第 1 2 号平成 1 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計暫定予算	3 5
日程第 2 4	承認第 1 3 号専決処分につき承認を求めることについて	3 5
	専決第 1 3 号平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計暫定予算	3 5
日程第 2 5	承認第 1 4 号専決処分につき承認を求めることについて	3 5
	専決第 1 4 号平成 1 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計暫定予算	3 5
日程第 2 6	承認第 1 5 号専決処分につき承認を求めることについて	3 5
	専決第 1 5 号平成 1 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計暫定予算	3 5
日程第 2 7	承認第 1 6 号専決処分につき承認を求めることについて	3 5
	専決第 1 6 号平成 1 7 年度日置市飲料水供給施設特別会計暫定予算	3 5
日程第 2 8	承認第 1 7 号専決処分につき承認を求めることについて	3 5
	専決第 1 7 号平成 1 7 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算	3 5
日程第 2 9	承認第 1 8 号専決処分につき承認を求めることについて	3 6
	専決第 1 8 号平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計暫定予算	3 6
日程第 3 0	承認第 1 9 号専決処分につき承認を求めることについて	3 6
	専決第 1 9 号平成 1 7 年度日置市国民健康保険病院事業会計暫定予算	3 6
日程第 3 1	承認第 2 0 号専決処分につき承認を求めることについて	3 6
	専決第 2 0 号平成 1 7 年度日置市水道事業会計暫定予算	3 6
	宮路市長提案理由説明	3 6
	益満総務企画部長	3 7
	樋渡市民福祉部長	3 9
	樋渡市民福祉部長	4 0
休 憩		4 0
	外園産業建設部長	4 0
	外園産業建設部長	4 1
	益満総務企画部長	4 1
	益満総務企画部長	4 2
	樋渡市民福祉部長	4 2
	樋渡市民福祉部長	4 3
	外園産業建設部長	4 3
	樋渡市民福祉部長	4 3
	外園産業建設部長	4 3

樋渡市民福祉部長	4 4
外園産業建設部長	4 4
池満 渉君	4 5
益満総務企画部長	4 5
樋渡市民福祉部長	4 6
外園産業建設部長	4 6
池満 渉君	4 6
宮路市長	4 7
坂口ルリ子さん	4 7
益満総務企画部長	4 7
樋渡市民福祉部長	4 8
坂口ルリ子さん	4 8
休 憩	4 9
樋渡市民福祉部長	4 9
日程第 3 2 承認第 2 1 号専決処分につき承認を求めることについて	4 9
専決第 2 1 号鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の脱退又は 加入について	4 9
日程第 3 3 承認第 2 2 号専決処分につき承認を求めることについて	4 9
専決第 2 2 号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議 について	4 9
日程第 3 4 承認第 2 3 号専決処分につき承認を求めることについて	4 9
専決第 2 3 号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更に関する協 議について	4 9
日程第 3 5 承認第 2 4 号専決処分につき承認を求めることについて	5 0
専決第 2 4 号鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について	5 0
日程第 3 6 承認第 2 5 号専決処分につき承認を求めることについて	5 0
専決第 2 5 号鹿児島県市町村消防補償等組合同約の変更に関する協議について	5 0
日程第 3 7 承認第 2 6 号専決処分につき承認を求めることについて	5 0
専決第 2 6 号鹿児島県市町村交通災害共済組合同約の変更に関する協議について	5 0
宮路市長提案理由説明	5 0

日程第 3 8 議案第 1 号日置市助役の定数を定める条例の制定について	5 1
宮路市長提案理由説明	5 1
佐藤彰矩君	5 1
佐藤彰矩君	5 2
宮路市長	5 2
佐藤彰矩君	5 2
宮路市長	5 2
池満 渉君	5 2
宮路市長	5 3
池満 渉君	5 3
宮路市長	5 3
田畑純二君	5 3
宮路市長	5 4
畠中實弘君	5 4
益満総務企画部長	5 4
畠中實弘君	5 5
坂口ルリ子さん	5 5
宮路市長	5 5
坂口ルリ子さん	5 5
益満総務企画部長	5 5
上園哲生君	5 5
宮路市長	5 6
坂口ルリ子さん	5 6
中島 昭君	5 6
池満 渉君	5 7
梶 康博君	5 7
畠中實弘君	5 7
日程第 3 9 議案第 2 号日置市収入役を置かない条例の制定について	5 8
宮路市長提案理由説明	5 8
益満総務企画部長	5 8
梶 康博君	5 9
益満総務企画部長	5 9

日程第40 議案第3号日置市長の給与の特例に関する条例の制定について	60
宮路市長提案理由説明	60
西園典子さん	60
宮路市長	60
西園典子さん	60
宮路市長	61
西園典子さん	61
宮路市長	61
佐藤彰矩君	61
宮路市長	62
佐藤彰矩君	62
益満総務企画部長	62
佐藤彰矩君	62
宮路市長	62
坂口ルリ子さん	62
益満総務企画部長	62
坂口ルリ子さん	62
宮路市長	63
田畑純二君	63
田畑純二君	64
休 憩	64
田畑純二君	64
坂口ルリ子さん	64
日程第41 同意第12号日置市監査委員選任につき議会の同意を求めることについて	65
宮路市長提案理由説明	65
休 憩	65
日程第42 日置地区消防組合議会議員選挙について	66
日程第43 日置広域連合議会議員選挙について	66
日程第44 薩南火葬場組合議会議員選挙について	67
日程第45 薩南衛生処理組合議会議員選挙について	68
日程第46 西薩火葬場組合議会議員選挙について	68
日程第47 串木野市・市来町・日置市衛生処理組合議会議員選挙について	69

日程第 4 8	日置市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	7 0
日程第 4 9	閉会中の継続調査の申し出について	7 1
閉 会	7 1

平成17年第1回（6月）日置市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	適 用
6月 9日	木	本 会 議	開 会
6月10日	金	本 会 議	閉 会

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
発議第 1号	日置市議会会議規則の制定について
発議第 2号	日置市議会委員会条例の制定について
発議第 3号	日置市議会事務局設置条例の制定について
同意第 1号	日置市監査委員選任につき議会の同意を求めることについて
同意第 2号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 3号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 4号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 5号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 6号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
同意第 7号	日置市固定資産評価員選任につき議会の同意を求めることについて
同意第 8号	固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて
同意第 9号	固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて
同意第10号	固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて
同意第11号	固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて
同意第12号	日置市監査委員選任につき議会の同意を求めることについて
承認第 1号	専決処分につき承認を求めることについて
承認第 2号	専決処分につき承認を求めることについて
承認第 3号	専決処分につき承認を求めることについて
承認第 4号	専決処分につき承認を求めることについて
承認第 5号	専決処分につき承認を求めることについて
承認第 6号	専決処分につき承認を求めることについて
承認第 7号	専決処分につき承認を求めることについて

- 承認第 8号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第 9号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第10号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第11号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第12号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第13号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第14号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第15号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第16号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第17号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第18号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第19号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第20号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第21号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第22号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第23号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第24号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第25号 専決処分につき承認を求めることについて
- 承認第26号 専決処分につき承認を求めることについて
- 専決第 1号 日置市役所の位置を定める条例等の制定について
- 専決第 2号 字の名称変更について
- 専決第 3号 鹿児島広域市町村圏協議会規約の一部変更について
- 専決第 4号 日置市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の制定について
- 専決第 5号 指定金融機関の指定について
- 専決第 6号 平成17年度日置市一般会計暫定予算
- 専決第 7号 平成17年度日置市国民健康保険特別会計暫定予算
- 専決第 8号 平成17年度日置市老人保健医療特別会計暫定予算
- 専決第 9号 平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計暫定予算
- 専決第10号 平成17年度日置市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 専決第11号 平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計暫定予算
- 専決第12号 平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計暫定予算
- 専決第13号 平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計暫定予算

- 専決第14号 平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計暫定予算
- 専決第15号 平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計暫定予算
- 専決第16号 平成17年度日置市飲料水供給施設特別会計暫定予算
- 専決第17号 平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算
- 専決第18号 平成17年度日置市簡易水道事業特別会計暫定予算
- 専決第19号 平成17年度日置市国民健康保険病院事業会計暫定予算
- 専決第20号 平成17年度日置市水道事業会計暫定予算
- 専決第21号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の脱退又は加入について
- 専決第22号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について
- 専決第23号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について
- 専決第24号 鹿児島県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 専決第25号 鹿児島県市町村消防補償等組合理約の変更に関する協議について
- 専決第26号 鹿児島県市町村交通災害共済組合理約の変更に関する協議について
- 議案第 1号 日置市助役の定数を定める条例の制定について
- 議案第 2号 日置市収入役を置かない条例の制定について
- 議案第 3号 日置市長の給与の特例に関する条例の制定について

第 1 号 (6 月 9 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	仮議席の指定について
日程第 2	議長選挙について
日程第 3	副議長選挙について
日程第 4	議席の指定について
日程第 5	会議録署名議員の指名について
日程第 6	会期の決定について
日程第 7	発議第1号 日置市議会会議規則の制定について
日程第 8	発議第2号 日置市議会委員会条例の制定について
日程第 9	発議第3号 日置市議会事務局設置条例の制定について
日程第10	常任委員会委員の選任について
日程第11	議長の常任委員辞任について
日程第12	議会運営委員会委員の選任について

本会議（6月9日）（木曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長 中村治君

総務係長 仮屋求君

議事調査係長 川崎美智也君

午前10時00分開会

○事務局長（中村 治君）

皆さん、ご起立をお願いいたします。

一同、礼。ご着席願います。

おはようございます。事務局長の中村でございます。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。ご出席の議員の中で、畠中實弘議員が年長の議員でございますので、ご紹介を申し上げます。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（畠中實弘君）

ただいま紹介をいただきました、畠中實弘でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

日置市初めての議会で、非常に感慨深いものがございます。臨時とはいえ、議長ということで大変光栄に存じておりますが、また、一方では、大変緊張をいたしておりますので、どうぞ皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

本臨時議会は、日置市誕生後の初めての議会でございますので、会議規則を初め、議会関係例規が制定されておられません。つきましては、議会関係例規が制定されるまでの間、会議規則（案）等の規定に準じて会議を進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（畠中實弘君）

ご異議がないものと認めます。したがって、議会関係例規の制定の間まで、会議規則（案）の規定等に準じて、会議を進めさせていただきます。

△開 会

○臨時議長（畠中實弘君）

ただいまから、平成17年第1回日置市議会臨時会を開会します。

△開 議

○臨時議長（畠中實弘君）

本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程その1によって進めます。

△日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（畠中實弘君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

ここで、臨時会の開会にあたり、日置市初代市長となられました宮路高光市長より発言を求められていますので、これを許可いたします。

○市長（宮路高光君）

皆様、おはようございます。

日置市の初めての議会になります。平成17年第1回市議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、議員各位におかれましては、去る5月29日に執行されました日置市議会議員の選挙におきまして、激しい選挙戦を勝ち抜かれ、市民の絶大なる支持と大きな期待を担われて、めでたくご当選の栄に属されました。ここに、改めて、議員各位に対しまして、深甚なる敬意を表し、心からお祝いを申し上げますとともに、今後4年間は日置市の市政発展と市民福祉の向上の礎となる期間であることから、特段のご活躍を期待申し上げます。

議会におかれましては、早速、議長、副議長の選任を初め、各常任委員会委員や議会運営委員会委員の選任など、議会構成にあたられることとなりますが、今後、本市の重要な

施策や当面する課題、特に、合併に伴う調整項目に係る諸問題等について、ご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、市議会選挙と同時に執行されました日置市市長選挙におきまして、市長、私も市民の皆様方のご支持を受け、日置市の初代市長として就任できましたことは、まことに光栄であり、同時にその責任の重大さを痛感しているところでございます。

ご承知のとおり、日置中央合併協議会会長として、4町の合併を取りまとめてきたことから、新市を順調にスタートさせる責務を負うべく、かつ、市民の大きな期待に応えていくため、4期13年の町長経験を生かし、全身全霊を傾けて、市政発展のため努力することをお誓い申し上げます。

また、今回の選挙戦を通じて、多く寄せられました旧4町の融和と近郊ある発展の声に対しまして、どう答えていけるか、市長と542名の職員が一丸になって、市民の声なき声を吸い上げ、本市の隅々まで行政の光が行き渡るよう気を配りながら、5万3,000人の市民が日置市の発展に参加していただけるよう、市政運営を行ってまいりたいと存じます。

特に、これまで合併協議により作成されました、まちづくり計画の基本理念であります地理的特性と歴史や自然の調和を生かした、ふれあいあふれる豊かな都市づくりの達成に向けまして、これらの具体的施策を総合計画に盛り込み、また、市長選挙を通じて、私の公約としました大胆な行政改革と住民、民間の共働による効率性、透明性の高い行政台づくり、生産物やサービスの付加価値を高め、全国に名高い躍動する産業づくり、すべての市民が心身ともに健康で生きがいを感じるまちづくり、豊かな自然環境を守り、安全・安心できるまちづくり、地域の地理的優位性を生かし、どこに住んでいても不便を感じさせ

ない社会基盤づくり、加えて、だれもが住みたい、だれもが住んでよかったと言われるまちづくりの計画が、できるだけ早い時期に、議員各位初め、市民の皆様達に示すことができるよう、取り組んでまいりたいと思っております。

しかしながら、これらの施策の実現には、議員の皆様方のご理解と、職員の協力があって実現できるものであります。

さて、日置市がスタートして1カ月余りが経過し、本市の将来に市民の皆様方の期待も高まろうと存じます。

合併に伴う諸問題や解決や日置市の一体化の助成に向けて、職員と一体となり邁進していく所存でございますが、ご案内のとおり21世紀に入り、少子・高齢化時代における社会保障のあり方、また、国際化時代における日本の役割、情報化に伴うグローバル化等社会情勢は日々変化してまいりますか、国におきましては、将来に向けた国政全般に関する問題を解決する方策が模索して、構造改革が進められています。

一方、地方自治体におきましても、地方交付税や補助金を初めとした三位一体改革が行財政運営に影響を及ぼしてまいりましておりますので、これまで以上に、行財政運営の効率化を図り、財政基盤の強化に努めながら、市民の期待に添うべく、行政サービスを展開していく所存であります。

いずれにいたしましても、市民の皆様方、議員各位及び議員が英知を結集して、市政発展に思いを寄せていけば、必ずや諸課題が解決できていくものと確信しています。

また、新市発足直後に発覚しました、旧伊集院職員による汚職事件ではありますが、大変遺憾であり、この逮捕の影響は日置市だけにとどまらず、公務全般に係る住民への信頼と期待を裏切るものであります。

今後、全職員の一層の綱紀の粛正を初め、

入札制度の改革を早期に行うなど、この信頼回復に全力を傾け、厳しい社会情勢と全体の奉仕者として、常に公正にして、市民の立場に立った職務を行うことや、最小の経費で最大の効果を上げ、みずからが汗をかいて信頼得るよう、市長就任にあたり、職員に訓示を行ってきたところでございます。

議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、節をお願い申し上げまして、平成17年日置市議会第1回臨時議会に臨む、市長あいさつといたします。

ありがとうございました。

△日程第2 議長選挙について

○臨時議長（畠中實弘君）

次は、日程第2、議長選挙についてを議題といたします。

議長選挙の方法については、投票をもって行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。よって、議長選挙は投票をもって行うことに決定しました。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（畠中實弘君）

ただいまの出席議員数は30人です。

次に、立会人を指名します。会議規則（案）の規定によって、立会人に、仮議席1番、出水賢太郎君と仮議席2番、上園哲生君を指名します。

投票用紙をお配りいたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（畠中實弘君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（畠中實弘君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（畠中實弘君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔議員投票〕

○臨時議長（畠中實弘君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（畠中實弘君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。出水賢太郎君及び上園哲生君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（畠中實弘君）

選挙の結果を報告します。

投票総数30票、有効投票30票、無効投票0票です。有効投票のうち、宇田栄君12票、畠中實弘10票、谷口正行君5票、田畑純二君3票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は8票です。したがって、宇田栄君が議長に当選されました。

ただいま議場閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（畠中實弘君）

ただいま議長に当選された宇田栄君が議場におられます。会議規則（案）の規定によって、当選の旨を告知します。

当選されました宇田栄君のごあいさつをお願いします。宇田栄議長、登壇してください。

○仮議席30番（宇田 栄君）

今回の選挙によりまして、議長という大役を仰せつかりました。

本当に町議会時代の経験はありますけれども、新しい日置市としての第一歩の議長とし

て、皆さん方の本当の協力がなければ、議会運営は成り立っていかないと思います。

そういう意味でも、どうかひとつ皆さん方のご協力を得ながら、新しい日置市の発展のために、微力ではございますけれども、つくってまいりたいと思いますので、どうかひとつご協力よろしくお願いいたしまして、簡単ですけれども、あいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○臨時議長（畠中寛弘君）

以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。議長には、議長席におつき願います。

皆様方のご協力、まことにありがとうございました。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（宇田 栄君）

それでは、これからの議事日程調整のため、しばらく休憩をいたします。

午前10時38分休憩

午前10時40分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これからの日程は、お手元に配付しました議事日程その2のとおりです。日程に従い、議事に入ります。

△日程第3 副議長選挙について

○議長（宇田 栄君）

日程第3、副議長選挙についてを議題とします。

副議長選挙の方法については、投票をもつてということにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。よって、副議長選挙は投票をもつて行うことに決定しました。

議場を閉鎖します。

〔議長閉鎖〕

○議長（宇田 栄君）

ただいまの出席議員数は30人です。

次に、立会人を指名します。会議規則（案）の規定によって、立会人に、仮議席3番、下御領昭博君と仮議席4番、門松慶一君を指名します。

投票用紙をお配りします。

〔投票用紙配付〕

○議長（宇田 栄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宇田 栄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（宇田 栄君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。下御領昭博君及び門松慶一君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（宇田 栄君）

選挙の結果を報告します。

投票総数30票、有効投票30票、無効投票0票です。有効投票のうち、地頭所貞視君14票、佐藤彰矩君8票、成田浩君7票、畠中寛弘君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は8票です。したがって、地頭所貞視君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（宇田 栄君）

ただいま副議長に当選されました地頭所貞視君が議場におられます。会議規則（案）の規定によって、当選の旨を告知します。

当選されました地頭所貞視君のごあいさつをお願いします。地頭所貞視副議長、登壇してください。

○仮議席24番（地頭所貞視君）

一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位の皆さんのご推挙によりまして、栄えある副議長の席を新市の最初の議会の副議長として、ここに立たせていただきましたことを心より感謝を申し上げ、今後、先ほど議長に当選されました宇田議長ともども、この日置議会の活性化と発展のために一生懸命尽くしてまいる所存でございます。これからもひとつよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

以上で、副議長選挙を終わります。

△日程第4 議席の指定について

○議長（宇田 栄君）

日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則（案）の規定により、議長において指定します。

議席は、ただいま着席のとおり指定します。

△日程第5 会議録署名議員の指名について

○議長（宇田 栄君）

日程第5、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則（案）の規定により、出水賢太郎君、上園哲生君を指名します。

△日程第6 会期の決定について

○議長（宇田 栄君）

日程第6、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から10日までの2日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10日までの2日間と決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。15分間、休憩いたします。

午前11時03分休憩

午前11時21分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第7 発議第1号日置市議会会議規則の制定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第7、発議第1号日置市議会会議規則の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の提案理由の説明を求めます。

○6番（花木千鶴さん）

ただいま議題となっております発議第1号は、日置市議会会議規則の制定であります。

提出者は、日置市議会議員花木千鶴、賛成者は日置市議会議員池満渉、同じく成田浩、同じく大園貴文であります。

提案理由といたしまして、地方自治法第120条の規定に基づき、適正かつ能率的で円滑な議会運営を図るため、本市議会に会議規則を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してある資料のとおりであります。

どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 発議第2号日置市議会委員会条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第8、発議第2号日置市議会委員会条例の制定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○6番（花木千鶴さん）

ただいま議題となっています発議第2号は、日置市議会委員会条例の制定についてであります。

提出者は、日置市議会議員花木千鶴、賛成者は日置市議会議員池満渉、同じく成田浩、同じく大園貴文であります。

提案理由といたしまして、適正かつ能率的な議会運営を図るため、本市議会に常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を設置したいので、地方自治法第109条第1項、第109条の2第1項及び第110条第1項の

規定により、委員会条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してある資料のとおりであります。

ご審議のほどをよろしくお願いたします。

○議長（宇田 栄君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 発議第3号日置市議会事務局設置条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第9、発議第3号日置市議会事務局設置条例の制定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○6番（花木千鶴さん）

ただいま議題となっています発議第3号は、日置市議会事務局設置条例の制定についてであります。

提出者は、日置市議会議員花木千鶴、賛成者は、日置市議会議員池満渉、同じく成田浩、同じく大園貴文であります。

地方自治法第138条第2項の規定により、本市議会に事務局を設置するため、適正、か

つ、能率的で円滑な議会運営を図るため、事務局設置条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してある資料のとおりであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、可決されました日置市議会会議規則外2件の交付手続のため、しばらく休憩いたします。会議の再開につきましては、予鈴をもってお知らせいたします。

午前11時28分休憩

午前11時32分開議

○議長（宇田 栄君）

ただいまの事務局設置条例が可決されましたので、職員の皆さんに辞令を交付してまいりましたので、お知らせしておきます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第10 常任委員会委員の選任について

○議長（宇田 栄君）

日程第10、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第109条第2項の規定により、議員はそれぞれ一箇の常任委員となることになっておりますが、委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。それでは、総務企画委員会委員につきましては、29番、鳩野哲盛君、23番、畠中實弘君、19番、東孝志君、16番、池満渉君、15番、田丸武人君、11番、漆島政人君、6番、花木千鶴さん、2番、上園哲生君。次に、環境福祉委員会につきましては、28番、成田浩君、27番、佐藤彰矩君、25番、谷口正行君、20番、長野瑛や子さん、17番、梶康博君、14番、西菌典子さん、9番、靄園秋男君。次に、産業建設委員会委員につきましては、24番、地頭所貞視君、22番、重水富夫君、21番、松尾公裕君、10番、大園貴文君、8番、田代吉勝君、7番、並松安文君、4番、門松慶一君、3番、下御領昭博君。次に、教育文化委員会につきましては、30番、宇田栄君、26番、西峯尚平君、18番、坂口ルリ子さん、13番、田畑純二君、12番、中島昭君、5番、坂口洋之君、1番、出水賢太郎君。

以上の指名のとおり常任委員を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、常任委員はただいま指名のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

〔議長 宇田 栄君 退場〕

午前11時34分休憩

午前11時35分開議

△日程第11 議長の常任委員辞任について

○副議長（地頭所貞視君）

日程第11、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

ただいま、宇田栄議長から、職務遂行上の理由から教育文化常任委員を辞任したいとの願いが出されました。

お諮りします。本件について、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（地頭所貞視君）

異議なしと認めます。したがって、宇田議長の教育文化常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

○18番（坂口ルリ子さん）

質問があります。

○副議長（地頭所貞視君）

いや……

○18番（坂口ルリ子さん）

私も教育文化ですが、7人の中から宇田さんが抜けたら6になっちゃいます。そのまま8、8、7、6で常任委員会に行くんでしょうか。

○副議長（地頭所貞視君）

しばらく休憩いたします。

○18番（坂口ルリ子さん）

回答を求めます。

午前11時36分休憩

午前11時40分開議

〔議長 宇田 栄君 入場〕

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

坂口議員、質問があるということですのでけれども。

○18番（坂口ルリ子さん）

この常任委員会認定しない前に言うべきだったかなと思うんですが、余りにもさっささっさで行っちゃって、ここで、私は教育文化常任委員会7人の中です、宇田さんが議長になりましたので、ここが6になるので、バランスを取るために、7、7、7、8というような委員会構成に変更できないか、審議する場があったらと思って、質問したところでです。

○議長（宇田 栄君）

先ほど、もう一応議会で議決しておりますので、また、後日、全協か何かで一応皆さんと協議をしていただいて、その場でまたこの委員会からか行くというのは、皆さんで協議をしていただいた中で、また議会に諮って、その委員の交代ということを諮ったらどうだと思うんですが、いかがですか。いいですか。じゃ、そのようにさせていただきます。

委員会条例第9条第2項の規定により、それぞれの常任委員会において、委員長及び副委員長を互選することになっております。

また、同条例第10条第1項の規定により、委員長、副委員長がいないときは、議長が委員会の招集、日時、場所を定めて、委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間、それぞれの常任委員会を開会していただき、正・副委員長の互選をお願いします。

各常任委員会は、第一委員会室で総務企画委員会、第2委員会室で環境福祉委員会、第3委員会室で産業建設委員会、応接室で教育文化委員会を開会願います。

それでは、しばらく休憩いたします。

○18番（坂口ルリ子さん）

しばらくとは。

○議長（宇田 栄君）

決まるまで。時間は設定できませんので。

午前11時43分休憩

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

午後 0 時 07 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました各常任委員会から、委員長、副委員長の互選結果について議長に報告がありましたので、それをご報告いたします。

総務企画委員会委員長、畠中實弘君、同副委員長、田丸武人君。環境福祉常任委員会委員長、長野瑛や子さん、副委員長、鶴園秋男君。産業建設常任委員会委員長、松尾公裕君、同副委員長、田代吉勝君。教育文化常任委員会委員長、田畑純二君、同副委員長、中島昭君。

以上のとおりであります。

これでご報告を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を 1 3 時 1 5 分といたします。

午後 0 時 08 分休憩

午後 1 時 15 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 1 2 議会運営委員会委員の選任について

○議長（宇田 栄君）

日程第 1 2、議会運営委員の選任についてを議題とします。

委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。それでは、議会運営委員につきましては、地頭所貞視君、畠中實弘君、花木千鶴さん、長野瑛や子さん、谷口正行君、松尾公裕君、田代吉勝君、田畑純二君、中島昭君、以上、指名のとおり運営委員に選任することにご異議ありませんか。

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、……（発言する者あり）失礼しました。

訂正させていただきます。

もう 1 回申し上げますので。畠中實弘君、花木千鶴さん、長野瑛や子さん、谷口正行君、松尾公裕君、重水富夫君、田畑純二君、坂口ルリ子さん、地頭所貞視君、以上のとおり指名いたしますので、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、運営委員はただいま指名のとおり選任することに決定しました。

ただいまから、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員長及び副委員長を互選していただきます。

また、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により、委員長、副委員長がいないときは議長が委員会の招集、日時、場所を定めて、委員長の互選を行わせることになっております。

ここでしばらく休憩し、その間、運営委員会を開会していただき、正・副委員長の互選をお願いいたします。議会運営委員会委員の方は、第 1 委員会室にお集まり願います。

それでは、しばらく休憩いたします。

午後 1 時 17 分休憩

午後 1 時 27 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に、議会運営委員会から、委員長及び副委員長の報告がありましたので、ご報告いたします。

議会運営委員長に花木千鶴さん、同副委員長に谷口正行君、以上のとおりであります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

○事務局長（中村 治君）

皆さん、ご起立ください。一同、礼。ご着席願います。

午後 1 時 28 分散会

第 2 号 (6 月 1 0 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1 同意第 1 号	日置市監査委員選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 2 同意第 2 号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第 3 同意第 3 号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第 4 同意第 4 号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第 5 同意第 5 号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第 6 同意第 6 号	日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第 7 同意第 7 号	日置市固定資産評価員選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 8 同意第 8 号	固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 9 同意第 9 号	固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 10 同意第 10 号	固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 11 同意第 11 号	固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて
日程第 12 承認第 1 号	専決処分につき承認を求めることについて
	専決第 1 号 日置市役所の位置を定める条例等の制定について
日程第 13 承認第 2 号	専決処分につき承認を求めることについて
	専決第 2 号 字の名称変更について
日程第 14 承認第 3 号	専決処分につき承認を求めることについて
	専決第 3 号 鹿児島広域市町村圏協議会規約の一部変更について
日程第 15 承認第 4 号	専決処分につき承認を求めることについて
	専決第 4 号 日置市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の制定について
日程第 16 承認第 5 号	専決処分につき承認を求めることについて
	専決第 5 号 指定金融機関の指定について
日程第 17 承認第 6 号	専決処分につき承認を求めることについて
	専決第 6 号 平成17年度日置市一般会計暫定予算
日程第 18 承認第 7 号	専決処分につき承認を求めることについて
	専決第 7 号 平成17年度日置市国民健康保険特別会計暫定予算
日程第 19 承認第 8 号	専決処分につき承認を求めることについて
	専決第 8 号 平成17年度日置市老人保健医療特別会計暫定予算
日程第 20 承認第 9 号	専決処分につき承認を求めることについて
	専決第 9 号 平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計暫定予算

- 日程第 2 1 承認第 1 0 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 1 0 号 平成 1 7 年度日置市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 2 2 承認第 1 1 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 1 1 号 平成 1 7 年度日置市農業集落排水事業特別会計暫定予算
- 日程第 2 3 承認第 1 2 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 1 2 号 平成 1 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計暫定予算
- 日程第 2 4 承認第 1 3 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 1 3 号 平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計暫定予
算
- 日程第 2 5 承認第 1 4 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 1 4 号 平成 1 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計暫定予算
- 日程第 2 6 承認第 1 5 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 1 5 号 平成 1 7 年度日置市公衆浴場事業特別会計暫定予算
- 日程第 2 7 承認第 1 6 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 1 6 号 平成 1 7 年度日置市飲料水供給施設特別会計暫定予算
- 日程第 2 8 承認第 1 7 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 1 7 号 平成 1 7 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算
- 日程第 2 9 承認第 1 8 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 1 8 号 平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 3 0 承認第 1 9 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 1 9 号 平成 1 7 年度日置市国民健康保険病院事業会計暫定予算
- 日程第 3 1 承認第 2 0 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 2 0 号 平成 1 7 年度日置市水道事業会計暫定予算
- 日程第 3 2 承認第 2 1 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 2 1 号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の脱退又は加入につ
いて
- 日程第 3 3 承認第 2 2 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 2 2 号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について
- 日程第 3 4 承認第 2 3 号 専決処分につき承認を求めることについて
専決第 2 3 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議につい
て
- 日程第 3 5 承認第 2 4 号 専決処分につき承認を求めることについて

- 専決第 2 4 号 鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
- 日程第 3 6 承認第 2 5 号 専決処分につき承認を求めることについて
- 専決第 2 5 号 鹿児島県市町村消防補償等組合同約の変更に関する協議について
- 日程第 3 7 承認第 2 6 号 専決処分につき承認を求めることについて
- 専決第 2 6 号 鹿児島県市町村交通災害共済組合同約の変更に関する協議について
- 日程第 3 8 議案第 1 号 日置市助役の定数を定める条例の制定について
- 日程第 3 9 議案第 2 号 日置市収入役を置かない条例の制定について
- 日程第 4 0 議案第 3 号 日置市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 1 同意第 1 2 号 日置市監査委員選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 4 2 日置地区消防組合議会議員選挙について
- 日程第 4 3 日置広域連合議会議員選挙について
- 日程第 4 4 薩南火葬場組合議会議員選挙について
- 日程第 4 5 薩南衛生処理組合議会議員選挙について
- 日程第 4 6 西薩火葬場組合議会議員選挙について
- 日程第 4 7 串木野市・市来町・日置市衛生処理組合議会議員選挙について
- 日程第 4 8 日置市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 4 9 閉会中の継続調査の申し出について

本会議（6月10日）（金曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	教育長	外島義將君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
東市来支所長	住吉伸一君	日吉支所長	下田平輝己君
吹上支所長	坂口文男君	総務課長	池上吉治君
財政管財課長	福田秀一君	企画課長	富迫克彦君
合併プロジェクト室長	有村芳文君	福祉課長	馬場恵三郎君

土木建設課長 樹 治 美 君
農業委員会事務局長 大 北 節 雄 君

教育総務課長 坂 上 安 男 君

午前10時01分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程その3によって進めてまいります。

△日程第1 同意第1号日置市監査委員選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第1、同意第1号日置市監査委員選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第1号は、日置市監査委員選任につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市の設置により、監査委員に南一秀氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

南氏の経歴につきましては、資料添付してありますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第1号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第

1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については同意することに決定しました。

△日程第2 同意第2号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第2、同意第2号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第2号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市教育委員会委員に三窪滋男氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

三窪氏の経歴につきましては、資料添付してありますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。同意第2号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第2号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りいたします。本案については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については同意することに決定しました。

△日程第3 同意第3号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第3、同意第3号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第3号は、同じく日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市教育委員会委員に佐藤常昭氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の

の同意を求めるものであります。

佐藤氏の経歴につきましては、資料添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。同意第3号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第3号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については同意することに決定しました。

△日程第4 同意第4号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第4、同意第4号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第4号は、同じく日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市教育委員会委員に上内修一氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

上内氏の経歴につきましては、資料添付してありますので、ご審議をよろしく願います。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。同意第4号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第4号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。本案については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については同意することに決定しました。

△日程第5 同意第5号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第5、同意第5号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第5号は、同じく日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市教育委員会委員に南妙子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

南氏の経歴につきましては、資料添付してありますので、ご審議をよろしく願います。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。同意第5号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第5号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については同意することに決定しました。

△日程第6 同意第6号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第6、同意第6号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第6号は、同じく日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市教育委員会委員に田代宗夫氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

田代氏の経歴につきましては、資料添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（坂口ルリ子さん）

今まで1、2、3、4、5人目の教育委員ですが、恐らくこの方が教育長になられる該当の人だと思っておりますが、私も議員になって3代の教育長にいろいろな質問をしてきました。

今度は、中学校が7校、小学校が20校という大きな地域の教育長の責任は大きいだろ

うと思うわけですが、私もいろいろな質問をしてきて、答弁が、財政が苦しいからとか、いろんなことで要求が通ってこなかったと思うわけですが、今、教育長さんを前にして失礼ですけれども、この教育長の選び方を全協でも質問したんですが、どんなふうにして選ばれたのかと。県が決めて伊集院町に言ったのか、伊集院町からこんな人がいるからというふうにしたのかです。

それが県下の教育長というのは、ほとんど附属閤か、田上閤ちゅうんですよ。附属小学校に勤めていたか、田上小学校に勤めていたかで、教育長になる率はものすごく高いわけです。

今の教育長さんは、そうじゃないんですが。そしてやはり子供の側のことを本当に思った答弁かな、いろいろ思ってきました。

それでもう近ごろになっても、教育のことは質問せんどというような感じにもなっていたわけですが、この田代さんて方が、教育長になって本当に子供の側を向いて、親の側を向いて、現場の先生の側を向いている人なのか。知っている限り、行政がこの人を知ってて、こんなにしてここに議案として出されたのか、もう県から大体ことし3月辞めた人ですよ。県下で教育長が空くところずっと見るんですよ。あっ、ここじゃ、ここじゃちゅうて附属閤や田上閤の先生たちはそこにはめ込まれるちゅうの、県教で聞いております。

前の田中龍生教育長もそうだったんですね。だから、やはり日置市の教育長は、本当に該当者だろうかと、私は首をひねりたくなるんですが、どういう経緯でこの田代氏が選ばれたのか、そしてどんな方なのか、そうでないと、不安を感じます。

質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

田代宗夫氏につきましては、私も存じ上げただ方でございまして、いろいろとこの経歴等

を見ましても、大変識見に富んだ方だというふうに感じております。

今、坂口ルリ子議員の方が、不安であるというということでございますけど、それぞれ私自身もこの方を存じ上げてそれぞれ教育畑の中で頑張っておられ、今回、また見ていただければ、実践してもらえばわかるというふうに感じて、県の方から押しつけということではございません。

○18番（坂口ルリ子さん）

坂口議員は2人いますので、ただ坂口議員と言ったら迷いますので、気をつけて下のフルネームで言ってください。

今、押しつけじゃないとおっしゃいましたけれども、聞くところによると、伊集院高卒とかそんな感じで、日置市のことは、御存じの方とは知ってますけど、私が用心するのは、議員が質問したり、父母やら現場の要求があったときに、子供を守る立場で、親やら父母、教師を守る立場で、行政へものが言える人なのか。もう上がお金が無いと言ったのもうしょうがないというようなそんな教育長であれば、本当に困るわけです。

だから、執行行政としても新しい教育長さんが来たら、そんなところを、範囲が広いですから大変でしょうけれども、どの学校の要望も聞き、子供たちが事故のないように。

このごろ本当に新学期になって子供がけがした何したて、そこまで届いてると思いますけれども、私も聞いて、何で春先はこげんけがをすっとけちゅうぐらい、けがやら何やらが起こってるわけです。

だから、教育の現場は大変でしょうけれども、私が例えば、耐震調査を要求してもまあ金がない、そりゃわかります。まあ小さなことでも金がないと断られたら、どこにどう要求していけばいいのか、現場からも上がってこないとか言われれば、どうして紫外線防止なんかをすればいいのかです。

だから子供の側を見て、現場の父母や教師の側を見た教育長に執行部が要望し、私たちも要望していきますけれども、ここは反対討論じゃありませんので、要望出しておかないと、私たちは新しい教育長に不安を感じるわけです。

そういうことです。終わります。要望でした。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。同意第6号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第6号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第6号を採決します。

お諮りします。本案については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については同意することに決定しました。

△日程第7 同意第7号日置市固定資産
評価員選任につき議会の同意を
求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第7、同意第7号日置市固定資産評価

員選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第7号は、日置市固定評価委員選任につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市の設置により、固定資産評価委員に西利邦氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

西氏の経歴につきましては、資料添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。同意第7号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第7号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第7号を採決します。

お諮りします。本案については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については同意することに決定しました。

△日程第8 同意第8号固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第8、同意第8号固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第8号は、日置市固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市の設置により、固定資産評価審査委員会委員に荻克己氏を選任したいので、地方税法第243条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

荻氏の経歴につきましては、資料添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。同意第8号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第8号について、討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第8号を採決します。

お諮りします。本案については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については同意することに決定しました。

△日程第9 同意第9号固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第9、同意第9号固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第9号は、同じく日置市固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市の設置により、固定資産評価審査委員会委員に坂上俊己氏を選任したいので、地方税法第243条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

坂上氏の経歴につきましては、資料添付してありますので、ご審議をよろしく願います。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。同意第9号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第9号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第9号を採決します。

お諮りします。本案については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については同意することに決定しました。

△日程第10 同意第10号固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第10、同意第10号固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第10号は、同じく日置市固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市の設置により、固定資産評価審査委員会委員に岸之上良一氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

岸之上氏の経歴につきましては、資料添付してありますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。同意第10号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第10号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第10号を採決します。

お諮りします。本案については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については同意することに決定しました。

△日程第11 同意第11号固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第11、同意第11号固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第11号は、同じく日置市固定資産評価審査委員会委員選任につき議会の同意を求めることについてであります。

日置市の設置により、固定資産評価審査委員会委員に山口恵三氏を選任したいので、地方税法第243条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

山口氏の経歴につきましては、資料添付してありますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。同意第11号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第11号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第11号を採決します。

お諮りします。本案については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案に

については同意することに決定しました。

△日程第12 承認第1号専決処分につき承認を求めることについて
専決第1号日置市役所の位置を定める条例等の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第12、承認第1号専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第1号は、専決処分につき承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、日置市市役所の位置を定める条例等の制定について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

専決処分した理由につきましては、日置市の設置に伴い、即時に条例制定施行する必要があるりましたが、議会が成立してないため、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者におきまして、専決処分したものであります。

なお、専決処分いたしましたのはこの条例のほか198の条例制定についてであり、内容等につきましては、さきの議員懇話会におきまして、担当部長より概略説明をさせていただきました。

条例につきましては、別紙ファイルにとじ込み、お手元に差し上げてございますので、よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

日置市条例の45と48と50号にかかわることあります。日置市の報酬の問題でございます。

市長、議員です。教育長などのあれですが、私が、言いたいのは、今、世の中は不景気で失業とか、リストラとか自殺とかいろいろなのがあって、金に困って、本当に困っている人もいるのに、新しい市議会になったからといって、こんなお手盛りで、給料上げていいものか、報酬を上げていいものかと思うわけですが、この報酬を決めたのは、たしか合併協議会の報酬小委員会とか何かで決まったみたいです。

もうこれをそっくり条例として印刷された。私は議会にかけてからまあ専決でしょうがなかったと思いますけれども、今、役場職員も人勧で全然上がらない。かえって下がる方なんです。こんなときに、こんな市長の金額が8万3,000円、助役が6万7,000円、収入役4万6,000円、教育長も4万6,000円、議長などは9万1,600円上がるわけです。副議長が6万5,900円、委員長は5万9,100円、これは伊集院町議会と新市を比べたあれですが、議員も23万円から29万円、6万5,300円も上がっているわけです。

私は、市民として、一応、合併協議会で冊子は配られても、まあ高くなったなちゅうぐらいで、市民は無関心なんですね。そんな声が当局には届いてないのか。上げ幅が大きくて自分たちだけお手盛りで給料あげてと思われそうな、私はそう思います。

だから後で討論で、1割か2割、カットする考えはないかというようなことを聞きたいと思いますけれども、合併協議会か町当局に自分たちばかり給料上げてというような声は届いてないものか、そこを質問いたします。

これを市民が承認したと思っているのかで

す。以上です。

○市長（宮路高光君）

この額につきましては、合併協におきまして、決定されたことをごさいます。

基本的に今回の合併におきまして、それ旧三役を含め、全部失職しております。議会におきましても、議員定数30になったという大変大きな削減効果というのは出てきたというふうに考えております。

この報酬の決定につきましては、それぞれの類似団体等を参考にした形の中で、決定されたということを感じておるところでございます。今のところ、この報酬が高いのか、低いのかという市民の声はいただいてないということでございます。

今後、この今後におきましても、やはり報酬審議会というのをきちっと条例化しておりますので、これで後は審議をし、執行部の方に答申をいただく。それを議会の方に諮り、それが決定だと、そういうルールになるというふうに感じております。

○18番（坂口ルリ子さん）

合併小委員会で決まって決定されたことですのでとおっしゃいますけども、市民は余りにも無関心と言え失礼ですけれども、ほんによかもんじゃ自分たちばかりお手盛りで上げてちゅてそこまでは声が届かないかもしれませんが、役場職員だって、本当に人勧も上がらない、何もかんも手取りは少なくなるという時点で、私たち議員とか、三役とかそんな人ばかり給料上げるということは、私はしのびない気がするんです。

ですので、今後また、類似団体がどうこうとおっしゃいますが、二、三日前の世論欄にも伊集院のオンブズマンみたいな人が、国分市と比べて議員も多い。あっ、日置市議に望むというのが載ってました。

だからあんなにして、オンブズマン的人は、まだこの議員の30も多いんじゃないかとい

うようなことを言ってるわけです。

それを読んだ市民はなるほどと思うかもしれませんが、私はこれを県下あちこちで、みずから自分の給料をカットすると、首長の一番近くではたしか串木野市長だと思います。カットしましたよ。

だからそんなふうに考えていかないと、議員が減らしたから、どうだからということで削減を図ったということで、一方では、市長やら議員の給料上げれば、おかしいことが起こるんじゃないか。徹底してどこも縮減していかないと、私たちも議員として、私も今まで伊集院町だけ見てましたけれども、おお、給料が上がりや日置市を全部大変なことだと、活動すればするほどですよ。

私も黙って座ってるわけにはいきませんので、そういうことでこれは変更の余地を、削減の余地を、市長みずから示してほしいと要望して終わります。

○議長（宇田 栄君）

答弁は要らないんですか。やっぱり質疑の時間ですので、私はやっぱり要望はいけないと思うんですが。やっぱり質疑の時間ですので、ちゃんと質疑の答えの中で、接点を見出していきたいと思うんですけれども。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第1号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案については承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については承認することに決定しました。

△日程第13 承認第2号専決処分につき承認を求めることについて
専決第2号字の名称変更について

○議長（宇田 栄君）

日程第13、承認第2号専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第2号は、専決処分につき承認を求めることについてであります。

日置市の設置に伴い地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の名称を変更する必要がありましたが、議会が成立してないため、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

内容等につきましては、別紙をごらん頂きまして、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしといたします。

お諮りいたします。承認第2号は会議規則

第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第2号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案については承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については承認することに決定しました。

△日程第14 承認第3号専決処分につき承認を求めることについて
専決第3号鹿児島広域市町村圏協議会規約の一部変更について

○議長（宇田 栄君）

日程第14、承認第3号専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第3号は、専決処分につき承認を求めることについてであります。

日置市を構成する旧東市来町、旧伊集院町、旧日吉町及び旧吹上町が平成17年4月30日をもって、鹿児島広域市町村圏協議会を脱退し、5月1日の日置市の設置に伴い早急に協議会に加入する必要が生じ、また協議会規約

の一部変更について、協議を行う必要がありましたが、議会が成立していなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。承認第3号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第3号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案については承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については承認することに決定しました。

△日程第15 承認第4号専決処分につき承認を求めることについて
専決第4号日置市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規

約の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第15、承認第4号専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第4号は、専決処分につき承認を求めることについてであります。

日置市の設置に伴い公平委員会の事務を鹿児島県人事委員会に委託するため、早急に規約の締結を行う必要が生じたため、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、日置市と鹿児島県との間の公平委員会の事務委託に関する規約の制定について、議会が成立してないため、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。承認第4号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第4号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案については承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については承認することに決定しました。

△日程第16 承認第5号専決処分につき承認を求めることについて
専決第5号指定金融機関の指定について

○議長（宇田 栄君）

日程第16、承認第5号専決処分の承認を求めるについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第5号は、専決処分につき承認を求めることについてであります。

日置市の設置に伴い、一つの金融機関を指定して、公金の収納及び支払いの事務を取り扱うことにより、早急に金融機関の決定を行う必要が生じ、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、日置市の金融機関の指定を株式会社鹿児島銀行にすることについて、議会が成立してないため、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（坂口ルリ子さん）

ほかの市町村もこの金融機関は、1社なんですか。伊集院町だけなのか。

私は、教え子がおりまして、JAにたくさんお金を預けて——それは冗談ですが——JA

を何で指定しなかったのかなと思ったりするんですが、そこ辺がわかっていたら答弁願います。

ほかの町も1社なのかということと、JAは考えなかったのかと。

○総務企画部長（益満昭人君）

指定金融機関というのは、各地方団体の中で一つだけということでございます。1社を指名します。

ほかの市内の金融機関につきましては、収納代理店ということで、そこで収納はできるようになっております。

そういうことで1社にしぼった理由につきましては、合併協議会の協議の中で、会計分科会の方から、収入役分科会、そういうことで上がってきて承認を受けた事項でございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第5号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第5号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案については承認するこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については承認することに決定しました。

△日程第 17 承認第 6 号専決処分につき承認を求めることについて

専決第 6 号平成 17 年度

日置市一般会計暫定予算

△日程第 18 承認第 7 号専決処分につき承認を求めることについて

専決第 7 号平成 17 年度

日置市国民健康保険特別

会計暫定予算

△日程第 19 承認第 8 号専決処分につき承認を求めることについて

専決第 8 号平成 17 年度

日置市老人保健医療特別

会計暫定予算

△日程第 20 承認第 9 号専決処分につき承認を求めることについて

専決第 9 号平成 17 年度

日置市特別養護老人ホーム

事業特別会計暫定予算

△日程第 21 承認第 10 号専決処分につき承認を求めることについて

専決第 10 号平成 17 年

度日置市公共下水道事業

特別会計暫定予算

△日程第 22 承認第 11 号専決処分につき承認を求めることについて

専決第 11 号平成 17 年

度日置市農業集落排水事業特別会計暫定予算

△日程第 23 承認第 12 号専決処分につき承認を求めることについて

専決第 12 号平成 17 年

度日置市国民宿舎事業特別

会計暫定予算

△日程第 24 承認第 13 号専決処分につき承認を求めることについて

専決第 13 号平成 17 年

度日置市国民保養セン

ター及び老人休養ホーム

事業特別会計暫定予算

△日程第 25 承認第 14 号専決処分につき承認を求めることについて

専決第 14 号平成 17 年

度日置市温泉給湯事業特

別会計暫定予算

△日程第 26 承認第 15 号専決処分につき承認を求めることについて

専決第 15 号平成 17 年

度日置市公衆浴場事業特

別会計暫定予算

△日程第 27 承認第 16 号専決処分につき承認を求めることについて

専決第 16 号平成 17 年

度日置市飲料水供給施設

特別会計暫定予算

△日程第 28 承認第 17 号専決処分につき承認を求めることについて

専決第 17 号平成 17 年

度日置市住宅新築資金等

貸付事業特別会計暫定予

算

△日程第29 承認第18号専決処分につき承認を求めることについて

専決第18号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計暫定予算

△日程第30 承認第19号専決処分につき承認を求めることについて

専決第19号平成17年度日置市国民健康保険病院事業会計暫定予算

△日程第31 承認第20号専決処分につき承認を求めることについて

専決第20号平成17年度日置市水道事業会計暫定予算

○議長（宇田 栄君）

日程第17、承認第6号から日程第31、承認第20号までの15件を会議規則第35条の規定により一括議題とします。

ここで議事の進め方についてお諮りいたします。承認第6号から承認第20号までの15件については、いずれも暫定予算にかかわる専決処分の承認を求めるものであります。

つきましては、執行部から順次報告説明を受けた後、一括して質疑・討論・採決を行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。ではそのように進めさせていただきます。

まず、承認第6号について説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第6号から承認第20号につきまして、

専決処分につき承認を求めることについてであります。

本議案は平成17年度日置市一般会計暫定予算等につきまして、日置市の設置に伴い、所要の経費を予算措置する必要が生じましたが、議会が成立しなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

15件の暫定予算の内容につきましては、先日、平成17年度暫定予算及び予算に関する説明書をお届けしてありますので、会計ごとに歳入歳出予算の総額を報告させていただきます。

平成17年度日置市一般会計暫定予算153億4,960万円、日置市国民健康保険特別会計暫定予算18億7,907万2,000円、日置市老人保健医療特別会計暫定予算31億1,011万5,000円、日置市特別養護老人ホーム事業特別会計暫定予算2億8,249万7,000円、日置市公共下水道事業特別会計暫定予算2億2,501万1,000円、日置市農業集落排水事業特別会計暫定予算879万1,000円、日置市国民宿舎事業特別会計暫定予算1億1,104万9,000円、日置市国民保養センター及び老人体養ホーム事業特別会計暫定予算7,922万5,000円、日置市温泉給湯事業特別会計暫定予算328万9,000円、日置市公衆浴場事業特別会計暫定予算562万6,000円、日置市飲料水供給施設特別会計暫定予算38万8,000円、日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算395万6,000円、日置市簡易水道事業特別会計暫定予算1億44万3,000円、日置市国民健康保険病院事業会計暫定予算収益的収入及び支出予定額2億9,140万4,000円、日置市水道事業会計暫定予算収益的収入及び支出予定額で2億2,207万3,000円といたしました。

内容につきましては、さらに担当部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（宇田 栄君）

承認第6号について説明を求めます。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは承認第6号平成17年度日置市一般会計暫定予算について補足説明を申し上げます。

暫定予算書の1ページをお開きください。平成17年度日置市一般会計暫定予算は次に定めるところによります。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153億4,960万円と定めております。

第2の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

同じく、3ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございますが、市税といたしましては、市民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、入湯税を含めまして17億2,989万6,000円を計上いたしました。

2款の地方譲与税では、所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、しめまして2億1,013万6,000円を計上いたしております。

3款の利子割交付金でございますが、100万1,000円を計上いたしました。

第4款の利子割配当割交付金及び第5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、それぞれ科目設定ということで1,000円を計上させていただきます。

続きまして、4ページでございますが、6款の地方消費税交付金につきましては、1億1,225万3,000円を計上いたしました。

7款のゴルフ場利用税交付金につきまして

は、769万3,000円を計上いたしました。

8款の自動車取得税交付金につきましては、科目設定として1,000円を計上いたしました。

次に、9款の地方特例交付金につきましては、1,384万6,000円を計上させていただきました。

10款の地方交付税では、32億8,450万円を計上いたしました。

11款の交通安全対策特別交付金でございますが、224万5,000円を計上いたしました。

12款の分担金及び負担金につきましては、負担金分担金として9,734万6,000円を計上いたしました。

13款の使用料及び手数料につきましては、1億7,311万3,000円を計上いたしております。

14款の国庫支出金につきましては、国庫負担金、国庫補助金、委託金といたしまして22億8,464万3,000円を計上しております。

県支出金の15款でございますが、県負担金、補助金、委託金といたしまして9億6,641万2,000円。

16款の財産収入といたしまして、3,117万5,000円、寄附金として科目設定として1,000円計上いたしました。

18款の繰入金では、資金繰入金特別会計繰入金といたしまして、14億6,282万7,000円を計上いたしました。

20款の諸収入では、延滞金加算金及び過料等を14億8,331万円を計上いたしております。

最後に21款の市債でございますが、34億8,920万円ということで歳入として計上いたしております。

それから7ページからは、歳出でございま

すが、1 款の議会費といたしましては、皆様の、議員の皆様の報酬、事務局職員の報酬等でございます。9,654万8,000円を計上いたしました。

以下、総務費、2 款の総務費では総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員を含めまして19億4,087万円を計上いたしました。

3 款の民生費では、社会福祉総務費、社会福祉、児童福祉、生活保護費、災害救助費を含めまして27億213万9,000円を計上いたしました。

4 款の衛生費では、保健衛生費、清掃費、労働諸費といたしまして12億9,798万8,000円を計上いたしました。

5 款は労働費が、シルバー人材センターの運営補助が主でございますが、労働諸費は791万1,000円を計上しております。

次に、6 款の農林水産業費でございますが、農業費、林業費、水産業費を合わせまして12億1,593万2,000円を計上しております。

商工費につきましては、9,878万8,000円でございます。

8 款土木費につきましては、土木管理費、道路橋梁費、河川費、都市計画費、住宅費合わせまして38億4,151万5,000円、消防費では、消防費といたしまして2億2,628万7,000円、教育費では、教育総務費、小学校費、中学校費、幼稚園費、社会教育費、保健体育費、しめまして33億9,883万1,000円を計上しております。

11 款の災害復旧費でございますが、農林水産施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、厚生労働施設災害復旧費、文教施設災害復旧費、その他公共施設、保養施設災害復旧費といたしまして7,691万9,000円を計上いたしました。

公債費でございますが、4億3,090万

1,000円を計上しております。

13 款の諸支出金でございますが、これにつきましては、科目設定といたしまして1,000円でございます。

14 款の予備費でございますが、1,496万5,000円を計上いたしました。

それから10 ページが継続費でございますが、この継続費につきましては、2 件を計上しております。社会教育費で吹上地域の図書館の建設事業、それから保健体育費で伊集院総合運動公園ドームの建設事業、2 件でございます。

次に、11 ページが第3 表の債務負担行為でございます。ここに掲げてございます11 件の事業を債務負担行為としてございますのでよろしくお願い致します。

次に、15 ページでございますが第4 表の地方債でございます。ここに合わせて43 件の事業を計上しております。旧伊集院地域で10 件、東市来地域で15 件、日吉地域で6 件、吹上地域で10 件、その他2 件ということで、地方債は第4 表のとおりでございます。

以上、説明いたしました。返っていただきまして、2 ページでございますが、一時借入金の額のことでございますが、地方自治法第235 条の3 第2 項の規定によります一時借入金の借り入れ最高額は5 億円と定めるものでございます。

第6 条は、歳入歳出予算の流用でございます。地方自治法第220 条第2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上いたしました給料、職員手当及び町債費、この町債費につきましては賃金にかかる町債費を除く場合でございます。これにかかります予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、承認第7号について市民福祉部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

承認第7号平成17年度日置市国民健康保険特別会計暫定予算について、補足説明をいたします。

184ページをお開きください。平成17年度日置市国民健康保険特別会計暫定予算は次に定めるところによります。第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18億7,907万2,000円と定めております。

第2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

185ページを開いてください。歳入で第1款国民健康保険税5億3,145万6,000円の計上。

第2款使用料及び手数料で2万1,000円。

第3款国庫支出金7億3,842万3,000円。

第4款療養費交付金2億2,776万3,000円。

第5款県支出金371万円。

第6款共同事業交付金2,384万9,000円。

第8款財産収入1万1,000円。

第9款繰入金5,130万1,000円。

第11款諸収入3億253万8,000円の計上をいたしております。

歳出では、第1款総務費でございますが、職員の人件費などいたしまして1,638万6,000円の計上。

第2款保険給付費は、医療費にかかわるのが主でございます11億5,194万2,000円。

第3款老人保健拠出金は3億5,982万9,000円。

第4款介護納付金7,143万8,000円。

第5款共同事業拠出金3,438万9,000円。

第6款保健事業費1,668万2,000円。

第7款基金積立金6万9,000円。

第8款交際費125万8,000円。

第9款諸支出金1億8,181万7,000円。

第10款予備費としまして4,526万2,000円の計上をいたしております。

184ページにお戻りください。次に第2条は、一時借入金であります。地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は1億5,000万円と定めるものであります。

第3条は歳入歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に承認第8号について、説明を求めます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

承認第8号平成17年度日置市老人保健医療特別会計暫定予算について補足説明をいたします。

209ページをお開きください。

平成17年度日置市老人保健医療特別会計暫定予算は、次に定めるところによります。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億1,011万5,000円と定めております。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

210ページをお開きください。

歳入で第1款支払基金交付金として17億8,602万円。

第2款国庫支出金としまして8億9,951万3,000円。

第3款県支出金2億3,959万8,000円。

第4款繰入金1億7,099万6,000円。

第6款諸収入1,398万8,000円の計上をいたしております。

歳出につきましては、第1款総務費でございますが458万6,000円の計上。

第2款医療諸費といたしまして31億551万2,000円。

第3款諸支出金5,000円。

第4款予備費としまして1万2,000円の計上をいたしております。

209ページにお戻りください。

第2条は歳入歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に承認第9号について説明を求めます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

次に承認第9号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計暫定予算について補足説明をいたします。

218ページをお開きください。

平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによります。

第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,249万7,000円と定めております。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

まず歳入でございますが219ページでございます。

第1款サービス収入として28万2,000円。もとい、2億8,247万8,000円。

第5款諸収入として1万9,000円の計上をいたしております。

歳出では、第1款総務費としまして2億14万9,000円。

第2款サービス事業費1,784万円。

第3款基金積立金3,000円。

第4款公債費1,301万7,000円。

第5款諸支出金5,000万1,000円。

第6款予備費148万7,000円の計上をいたしております。

前のページにお戻りください。

第2条は一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は3,000万円と定めるものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時06分休憩

午前11時17分開議

○議長（宇田 栄君）

会議を開きます。

次は、承認第10号について説明を求めます。

○産業建設部長（外園昭実君）

暫定予算書236ページ、承認第10号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計暫定予算について補足説明をいたします。

平成17年度日置市公共下水道事業特別会計暫定予算は次に定めるところによります。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,501万1,000円と定めております。

第2で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

237ページになりますが、歳入第1款分担金及び負担金は654万円。

第2款使用料及び手数料は1億1,964万円。

第3款国庫支出金は2,000万円。

第5款は繰入金4,163万6,000円。

第7款諸収入は209万5,000円。

第8款事業債は3,510万円を計上しております。

歳出につきましては、239ページ第1款総務費で1億2,783万円。

第2款事業費で9,327万7,000円。

第3款交際費で50万円。

第4款予備費で340万4,000円を計上しております。

前に戻っていただきまして、第2条は債務負担行為であります。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」によります。

第3条は地方債であります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」によります。

第4条、一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は1億円と定めるものであります。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

次に、承認第11号について説明を求めます。

○産業建設部長（外園昭実君）

予算書は260ページになります。承認第11号平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計暫定予算について補足説明をいたします。

平成17年度日置市農業集落排水事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによります。

第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ879万1,000円と定めております。

第2で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次のページで、歳入で第1款使用料及び手数料で374万8,000円。

第3款繰入金で34万7,000円。

第5款諸収入で469万6,000円を計上。

歳出については、第1款農業集落排水事業費430万9,000円。

3款予備費で448万2,000円を計上しております。

返りまして第2条は債務負担行為であります。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によります。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

次に承認第12号について、説明を求めます。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは承認第12号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計暫定予算について、補足説明をいたします。

平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算といたしまして、第1条でこ

ございますが、歳入歳出それぞれ1億1,104万9,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によります。

開いていただきまして、271ページでございますが、歳入といたしまして、経営収入が7,563万9,000円。

第3款の諸収入といたしまして2,691万円。

第4款の繰入金といたしまして850万円。

歳出でございますが、1款の経営費が9,851万3,000円。

3款の予備費といたしまして1,253万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

次に、承認第13号について説明を求めます。

○総務企画部長（益満昭人君）

次に、承認第13号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計暫定予算について補足説明を申し上げます。

287ページをお開きいただきたいと思います。

平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,922万5,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によります。

開けていただきまして288ページでございます。

歳入といたしまして事業収入といたしまし

て7,721万5,000円、繰越金、2項の繰越金でございますが1万円。

3款の繰入金でございますが、一般会計繰入金から200万円。

歳出が289ページでございますが、1款の事業運営費が7,907万8,000円。

2款の交際費が5万円。

3款の予備費が9万7,000円でございます。

返っていただきまして、287ページでございますが一時借入金でございますが、第2条で地方自治法第235条の3第2項の規定によります一時借入金の借り入れ最高額は5,000万円と定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

次に、承認第14号について説明を求めます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

次に、承認第14号平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計暫定予算について、補足説明をいたします。

302ページでございます。

平成17年度日置市温泉給湯事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによります。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ328万9,000円と定めております。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によります。

次のページになります。歳入で第1款使用料及び手数料として143万6,000円。

第5款諸収入185万3,000円の計上をいたしております。

歳出では、第1款温泉給湯事業費239万4,000円。

第2款予備費として89万5,000円の計上いたしております。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、承認第15号について説明を求めます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

次に、承認第15号平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計暫定予算について補足説明をいたします。

309ページをお開きください。

平成17年度日置市公衆浴場事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによります。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ562万6,000円と定めております。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次のページをお開きください。歳入で第1款使用料及び手数料として303万3,000円。

第3款諸収入として259万3,000円の計上いたしております。

歳出では、第1款公衆浴場費として278万2,000円。

第2款予備費といたしまして284万4,000円の計上をいたしております。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

第16号について説明を求めます。

○産業建設部長（外園昭実君）

316ページでございます。承認第16号平成17年度日置市飲料水供給施設特別会計暫定予算について、補足説明をいたします。

平成17年度日置市飲料水供給施設特別会計暫定予算は、次に定めるところによります。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38万8,000円と定めております。

第2で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次のページで、歳入としまして第1款使用料及び手数料で8万8,000円。

第2款繰入金で9万1,000円。

第4款諸収入で20万9,000円。

歳出につきましては、第1款総務費38万8,000円となっております。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、承認第17号について説明を求めます。市民福祉部長。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

次に、承認第17号平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算について補足説明をいたします。

324ページをお開きください。

平成17年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによります。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ395万6,000円と定めております。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次のページになります。歳入で第4款繰入金として111万5,000円。

第6款諸収入として280万6,000円の計上をいたしております。

歳出では第2款公債費で395万4,000円。

第4款予備費といたしまして2,000円の計上をいたしております。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、承認第18号について説明を求めます。

○産業建設部長（外園昭実君）

予算書の333ページになります。承認第18号平成17年度日置市簡易水道事業特別

会計暫定予算について補足説明をいたします。

平成17年度日置市簡易水道事業特別会計暫定予算は、次に定めるところによります。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億44万3,000円と定めております。

第2で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次のページで、歳入としまして第1款分担金及び負担金58万7,000円。

第2款使用料及び手数料6,617万2,000円。

第8款諸収入3,368万4,000円を計上。

歳出では第1款簡易水道事業費9,807万4,000円。

第3款予備費236万9,000円を計上しております。

返りまして、第2条は一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2,000万円と定めるものでございます。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、承認第19号について説明を求めます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

承認第19号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計暫定予算について、補足説明をいたします。

350ページをお開きください。平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計暫定予算は、次に定めるところによります。

第2条で業務の予定量として、入院患者数1万5,410人、外来患者数2万4,192人と定めています。

第3条で、収益的収入及び支出の予定額として、収入・支出それぞれ2億9,140万

4,000円と決めました。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額として、収入は0円で、支出は120万円と決めました。

また、第5条で、一時借入金の限度額を3,000万円と決めました。

第6条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費であります。

第7条は、棚卸資産の購入限度額を1,182万3,000円とするものであります。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、承認第20号について説明を求めます。

○産業建設部長（外園昭実君）

374ページになります。

承認第20号平成17年度日置市水道事業会計暫定予算について、補足説明をいたします。

第1条で、平成17年度日置市水道事業会計暫定予算は、次に定めるところによります。

第2条は業務の予定量で、給水戸数1万3,164戸、年間総給水量382万7,625立方メートル、1日平均給水量1万48万7,000立方メートル、第3条は収益的収入及び支出で、収入額支出額それぞれ2億2,207万3,000円と定めております。

次に、375ページで、第4条は資本的収入及び支出で、収入額4,899万4,000円、支出額1億564万円を計上、差し引き不足する額5,664万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんします。

第5条は、一時借入金の限度額は1,000万円と定めます。

第6条は、次に掲げる職員給与費については、その経費の金額を流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用をする場合は、議会の議決を得なければならない。

第7条で、棚卸資産購入限度額で216万

4,000円と定めます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であります。地方公営企業法施行令第18条第2項の規定により、営業費用と営業外費用については、予定支出の各項のページの金額を流用することができるものと定めます。

376ページは第9条としまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を表のとおり定めるものでございます。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。承認第6号から承認第20号までの15件について一括質疑を願います。質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

大変たくさんの予算、まあ暫定といえども、大変たくさんの予算を、あるいは特別会計もいっぱいございます。これまでのそれぞれの4つの町の議会と、4倍以上違うんじゃないかと思うぐらい、たくさんのことを上程をいただきました。

さて、暫定予算のために、早急に予算措置をすることが必要であると、市民の方々に影響が出るということ、重々承知をしておりますが、すべてひっくるめて、ただいま説明をいただいた予算の中の人件費、これ職員の給与関係、給与関係費です。それから市民の方々が、負担をされる各種の税金、あるいは水道料金などについて、お尋ねをいたします。

合併は、住民が主役だというふうに、いろいろなポスターなどにも書いてございました。また、住民あるいは市民の負担、負担するものは低いところに、そしてサービスは高い方に合わせるんだというふうに合併の説明会などでもポスターなどにもしっかり書いてございました。

説明会でも、そういう話があったらと思うんですが、この予算書の中で、市民税、そ

れから固定資産税、国保税、水道料金、そして保育園の保育料について、この5つについて、これまでの4町のいわゆる税率あるいは料金などに対してと申しますか、4つの町がこれまで行ってきた税率などの状況を示していただきたい。

そして、その4つの町のどの率に合わせたのか、ということをお伺いをしたい。わかりやすく説明をいただきたいと思います。

それから職員の人件費、給与関係費についてですが、この給与関係費は同じく4つの町のこれまでの職員の方々の平均給与のどの部分に合わせられたのかというようなことをお伺いをいたします。

もちろん一番低いところに合わせる努力をされたいというところは、期待をしておりますが、以上をお尋ねをいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

まず、市税でございますが、市民税、固定資産税、これらにつきましては、標準税率ということでございまして、1000分の15ということで1.5%、評価額のです、そういうことでこれはもう標準税率、一緒でございます、4町。

それから市民税につきましても、均等割が3,000円ですか、それと所得税率につきましては、標準税率ということでございまして、普通税につきましては、4町標準税率でありましたので、調整するところはなかったということでございます。

それと国民健康保険税につきましても、合併協議の中でもありましたとおり、18年度から向こう4年間の中で調整していきます。暫定税率ということで負担調整をしていきますということだったということで、そのように決定をしていると思います。

それからもちろん最初のかげ声は、サービスは高い方に、負担は低い方にというのが、一応一般的に言われておりましたけれども、

これにつきましては、やっぱり個々の事例に基づきまして、調整をされておりました、基本的には、各町単独でやっているものについては、3年間で調整をしていきますというのが調整方針でございました。

それから17年度につきましては、各町それぞれ予算措置をしてきてくださいということでもございましたので、17年度については、そのままの各町の事業、それから負担については、そのまましていきますよということでもございましたので、17年度中にそういう3年にかけて、負担調整できるものについては、そこから18年からスタートしていきますという考え方でございます。

それから人件費でございますが、ごらんいただきますと、給与、市職員の給与に関する条例の中で、今回、9級制というのを取り入れております。と申しますのは、部長制をしいたということで、部長の方については9級制、それから課長については8級、7級が課長補佐級という、端的に申しますとそういうことでもございましたので、これについては、4町の中でほぼ同じような給与水準体系でもございましたので、特別調整は行っておりません。

以上でございます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

保育料金につきましては、国の基準に合わせた額での保育料の金になっていると思っております。

それから各町でいろんな保育の一時保育とか、延長保育とか、あったわけですが、それらにつきましては、新市になって調整していくということで、今後、そういった作業をしていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○産業建設部長（外園昭実君）

水道料金についてでございますが、合併協議会で協議されたとおり、水道料金は基本料

金と従量料金がありますが、基本料金が東市来が550円、伊集院が500円、日吉町が550円、吹上町が420円といった違いがありまして、おまけに日吉町と吹上町が簡易水道事業体系になっておりましたので、平成17年度はこの旧2町につきましては、経営分析を行いまして、公営企業法による事業運営をしようということでも計画しておりました、本年度が経営分析を行いまして、18年度から19、20年度にかけて、負担調整を行いまして、平成21年度から統一した水道料金という形を進めたいというふうに現在、考えているところでございます。

○16番（池満 渉君）

それぞれに説明がございましたが、18年度以降、4年、5年かけて、それぞれが調整をしていくと。そして今回のこの予算については、17年度については、これまでの4町の大体の率、そういったものを引き継いで組んでいるというような答弁ですが、それでよろしい、そういう理解でよろしいんですか。わかりました。

ぜひ、これから調整をされるだろうと、しっかり合併協議会の中での話も引き継ぎながらあるだろうと思いますが、そのことを低い方に、なるだけ低い方に合わす努力をしていただきたい。そういうふうに思います。

そこで一つだけ、市長にお伺いをいたしますが、これから先、住民の方々にその負担が調整をする中でふえる可能性はあります。なるだけたくさんの方々に、その趣旨をご理解をいただくための説明会と申しますか、方法というのをどのような形で展開されていくのか。市民の方々にすべてが安くなれということをおっしゃるつもりはございません。なるだけ住民の方々の負担が少ないように、そして、むだはしっかり削ってほしいということをおっしゃる、住民の方々の代理として切望いたしますので、その市長の市民の皆さんに対する思

いをどのような形で今後、説明をされ、理解を求めていかれるかということへの思いを聞かせていただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれの部長の方から説明ございましたとおり、17年度の暫定予算、本予算も含めてでございますけれど、これはそれぞれ旧町におきまして、当初におきまして予算査定をしてきておりまして、これを17年度は引き継いでいくと、これは基本的な考え方でございます。

今、ご指摘のとおり、18年度の予算を作成するに当たりましては、それぞれの町の単独部分が各自ございまして、合併協におきましてもまだ積み残しをしている部分もございます。

基本的にはこの予算の確保、特に一般財源の確保、これを総体に考えてそれぞれの個々の事業は精査していかなきゃならないというふうに思っております。

今、議員の方からございましたとおり、低い方ということでございますけれども、それぞれの負担が高くなった場合につきましては、それぞれの事業ごとに市民の皆様方にきちっとそれぞれの担当部署を含め、またそれぞれのあらゆる機会をとりまして、ご説明を申し上げていくよう努力するつもりでございます。

何しろ、この財源の、一般財源を含めた確保というのが、18年度以降どのようなようになってくるのか。さっきもご指摘ございましたとおり、経費的にむだといいますか、そういう義務的な経費も切り詰めていかなければならない。そういう覚悟の中で今後進めてまいりたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

暫定予算なんですけど、その中には、1年のものもあり、3カ月ぐらい、1カ月ぐらい、ど

んなふうになっているのか。本当に質問もしようがないような項目もあるわけですよね。どんなふうになっているのか。

それから2番目に、4町が一緒になって私たちは、国民保養センター、老人休養ホームちゅうたって、ぴんとこないわけです。どっかが江口浜荘かなとか、そんなぐらいしかわかりませんので、もう少し、やさしくつけ加えてほしい。

温泉給湯と公衆浴場といっても、吹上のどこなのか、そんなのもわかりません。

そしてまた伊集院は、飲料水何とかて特別予算、それから新築資金何とかちゅうのもありますよね。これなんかも説明しないと私たちは、伊集院のことですのでわかりますが、この新築……、何ですけ、新築資金等貸付、これは地方改善の同和部落に貸しているお金のことなんです。そのまだ回収が完全に終わってない。

それから飲料水というのは、久木野々という地区があって、その17軒の飲料水が別会計になってるんです。

だからやはりもう少し、4町が一緒になっていろんなのがありますので、当局は、わかりやすく、国民保養センター、老人休養ホーム、こんなのを私たちの勉強不足と言われればそれまでですが、やさしく解説してほしい。

それと、私は、この暫定予算の93ページを質問しようと思ってたら、ここはパスされたんですが、これはまた6月の定例議会で取り上げられるんでしょうか。

それだけ質問いたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

今、申されましたとおり、1年間のものであれば、3カ月分のもございます。

この前の議員懇談会のところでも、ちょっと説明をしたわけでございますが、4月、5月に1年分予算を持ってないと契約できないとか、それから人件費については、概算で

持っておりますけれども、それと起債事業とか、補助事業等で1年分持っていないと申請ができないとか、そういうのは1年分持っております。

しかし、市税につきましては、2期の納付分までしか納付書発生しておりませんので、これに見合う額だけしか、歳入に含んでおりません。

そういうことで、歳入に見合う額がおのずから歳出も決まってくるということで、そこは3カ月予算というのもございます。

そういうことで、いろいろここに上げられませんけれども、次の本格予算のところでは、ちゃんとそこは説明資料を差し上げて、説明をするつもりでございます。

それから、会計名でございますが、これもちょっとこの前、聞き逃していただいたかもしれませんが、私が説明しました国民宿舎につきましては、吹上町にございます吹上砂丘荘の分でございます。

それから承認第12号ですか、国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計、これは隣町、隣の東市来地域にございます江口浜荘のことでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

93ページは、地域改善対策事業のことだと思いますが、これについては、今、議員も質問されましたとおり、伊集院地域の太田下のふれあい館の関係に事業でございます。

(発言する者あり) 必要最小限の予算をお願いしたということで、もちろん、次回の定例の議会には年間予算が出てまいります。

以上です。

○議長(宇田 栄君)

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

これで……、(発言する者あり)

○市民福祉部長(樋渡健郎君)

温泉給湯事業特別会計のことでございますが、これは旧吹上町の湯之元温泉のことでございますけれども、温泉源を町が管理をいたしております。そしてそこから各旅館、公衆浴場とか、そういったところに配湯をしておりまして、その関係の予算でございます。

以上でございます。

○議長(宇田 栄君)

よろしいですか。いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第6号から承認第20号までの15件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

異議なしと認めます。したがって、承認第6号から承認第20号までの15件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第6号から承認第20号までの15件について、討論を行います。討論はありませんか。反対ですか、賛成ですか。

○18番(坂口ルリ子さん)

自分の席からやらしてもらいます。

○議長(宇田 栄君)

はい。

○18番(坂口ルリ子さん)

93ページの地方改善対策費が、これはほかの町にはないことで、200人近い住民、98戸だったと思いますが、そこに役場職員を1人常駐させて、してるわけです。

私は、何年来、役場職員を引き上げて、一般会計でするようにということを要求していましたが、ある人によると、もうあそこはそろそろ解消するらしいよといううわさも聞く

んですが、そういうことで、この1,062万1,000円というこの予算に反対するわけですが、あそこの人たちの話を聞きますと、アンケートをとったらしいです、同和地区を返上するかしないかということで。そのアンケートの結果は聞いておりませんが、そういうことであそこの人たちもこの解消に向けて努力してる。だけど、がんは、部落解放同盟という団体がそれを許さないような件で、摩擦が起こっているように思います。

やはり、4町の中で、伊集院町だけ、この昔で言えば隣保館ですが、まだ電話帳にはこれは大田ふれあい館ちなつたんですけども、電話帳には、大田隣保館ち載っております。

だからここへ職員を勤めさせ、こういうむだ使いの一つだと思しますので、解消するために反対いたします。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号から承認第20号までの15件については、承認することにご異議ありませんか。（発言する者あり）

反対……、だから異議あり……、異議をそこ言ってもらわんと困るわけですよ。異議ありませんかと言うか、（発言する者あり）その次に行きますので、はい。（発言する者あり）

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

承認第6号から承認第20号までの15件について、承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

はい、結構です。起立多数です。したがって、承認第6号から承認20号までの15件については、承認することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

先ほどの保育料の質問の中で、保育料につきましても、国の基準で定められており、本市においても、そのように行っていると申し上げましたけれども、まだ統一されていないということでございますので、今後また早い時期に統一の方向で検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

△日程第32 承認第21号専決処分につき承認を求めることについて

専決第21号鹿児島市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の脱退又は加入について

△日程第33 承認第22号専決処分につき承認を求めることについて

専決第22号鹿児島市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第34 承認第23号専決処分につき承認を求めることについて

専決第23号鹿児島市

町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に
関する協議について

△日程第 3 5 承認第 2 4 号専決処分につ
き承認を求めることにつ
いて

専決第 2 4 号鹿児島県市
町村職員退職手当組合規
約の変更に
関する協議につ
いて

△日程第 3 6 承認第 2 5 号専決処分につ
き承認を求めることにつ
いて

専決第 2 5 号鹿児島県市
町村消防補償等組合規約
の変更に
関する協議につ
いて

△日程第 3 7 承認第 2 6 号専決処分につ
き承認を求めることにつ
いて

専決第 2 6 号鹿児島県市
町村交通災害共済組合規
約の変更に
関する協議につ
いて

○議長（宇田 栄君）

日程第 3 2、承認第 2 1 号から日程第 3 7、
承認第 2 6 号までの 6 件を会議規則第 3 5 条
の規定により、一括議題とします。

ここで議事の進め方について、お諮りしま
す。承認第 2 1 号から承認第 2 6 号までの
6 件については、いずれも日置市が加入して
いる一部事務組合の規約変更にかかわる専決
処分の承認を求めるものであります。

つきましては、執行部から順次説明を受け
た後、一括して質疑・討論・採決を行うとし
たいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。それでは承認第 2 1 号

から承認第 2 6 号までの 6 件について、説明
を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第 2 1 号から承認第 2 6 号は、専決処
分について承認を求めることについてであり
ます。

承認第 2 1 号は町村合併に伴い、さつま町、
湧水町、錦江町、南大隈町及び日置市が設置
されたことに伴い、鹿児島県市町村自治会館
管理組合を組織する地方公共団体の数を減少
することについて、関係市町村と協議する必
要が生じたため、地方自治法第 1 7 9 条第
1 項の規定により、日置市長職務執行者にお
きまして、専決処分したものであります。

承認第 2 2 号は、市町村合併に伴い、鹿児
島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約
を早急に改正する必要が生じたため、地方自
治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、日置市
長職務執行者におきまして、専決処分したも
のであります。

承認第 2 3 号は、市町村合併に伴い、鹿児
島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規
約を早急に改正する必要が生じたため、地方
自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、日置市
長職務執行者におきまして専決処分したも
のであります。

承認第 2 4 号は、市町村合併に伴い、鹿児
島県市町村職員退職手当組合規約を早急に改
正する必要が生じたため、地方自治法第 1 7 9 条
第 1 項の規定により、日置市長職務執行者
におきまして専決処分したものであります。

承認第 2 5 号は、市町村合併に伴い、鹿児
島県市町村消防補償等組合規約を早急に改正
する必要が生じたため、地方自治法第 1 7 9 条
第 1 項の規定により、日置市長職務執行者
におきまして専決処分したものであります。

承認第 2 6 号は、市町村合併に伴い、鹿児
島県市町村交通災害共済組合規約を早急に改

正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、日置市長職務執行者におきまして専決処分したものであります。

いずれの承認議案も地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得て、関係団体と協議を行う必要が生じておりましたが、議会が成立していなかったため、同法第179条3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

内容等につきましては、先の議員懇話会で総務企画部長が説明させていただいておりましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。承認第21号から承認第26号までの報告6件について、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。承認第21号から承認第26号までの6件については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第21号から承認第26号までの6件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第21号から承認第26号までの6件について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第21号から承認第

26号までの6件については、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第21号から承認第26号までの6件については、承認することに決定しました。

△日程第38 議案第1号日置市助役の定数を定める条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第38号、議案第1号日置市助役の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第1号は、日置市助役の定数を定める条例の制定についてであります。市町村合併に伴い、行政範囲が拡大したことと、また合併後の市政運営及び行財政運営を積極的に推進し、日置市のより一層の発展を図るため、地方自治法第161条第3項の規定により、日置市助役の定数を2人とする条例を制定したので、同法第96条第1項第1号の規定により、ご提案するものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

先の全員協議会の中で、総務部長から若干、説明をお聞きしましたけれども、再度、市長の口からお答えをお願いということで、一応再度質疑とさせていただきます。

今回、助役を2人ということで、市長の選挙のときのマニフェストにも載っておりますので、若干の理解してつもりでございますけ

ども、この2人制にした場合のメリットというものをどのようなメリットで考えていらっしゃるのか……

○議長（宇田 栄君）

佐藤さん、マイクを上げてください。

○27番（佐藤彰矩君）

お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

議会は広域合併におきまして、大変、面積も広くなりまして、それぞれの地域の声もきちっと届くよう、また総まとめができるよう、そういう地域の配慮もしていかなきゃならない。

また、事務的にも職員を含め540名近く多くなって、特に職員の監督指導というのも強制していかなければならない。

そのような大きなことを克服していくには、収入役を廃止して、2人の助役制にした方が、行政運営がスムーズにいくんじゃないかなと、そのように考えております。

○27番（佐藤彰矩君）

経費節減の折柄、収入役よりも高い一応報酬的なものになるかと思えます。そういう中で、今、言われたような、市長の言われたようなそういうものもございますけども、役割の分担というのが非常に大事になってくるんじゃないかという気がいたします。

最初のスタートの時点で、2人の役割の分担というもの、どのような考えを持っていらっしゃるのか。それと職員の今、若干、市長の口からも出ましたけども、職員の指導というのが、助役の仕事の一つになると思います。

いろいろ問題もございましたけども、今後、職員に対するマナーとか、住民に対するサービス、接客、そういうものをどちらの方の助役さんがされるのかわかりませんが、そういうものも含めて、役割分担というものを明確にし、そしてマニフェスト的なものもつくりながら、役割分担し、そして効果の上が

るような方法で、いった方がいいんじゃないかと思うんですけども、その辺については、どのようなお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今のご指摘のとおり、役割分担ということで、私に考えているのが、総務担当する助役さんと、また産業建設を担当するこの役割分担につきましては、2人の事務分担をきちっとやっていきたいとさように考えております。

また、ご指摘のとおり、この行革の中におきます収入役より若干高いということでございますので、今後、この助役の2人の選任をいただきましたら、これはやはり特別報酬審議会、こういうものにきちっとお諮りをして、やっていきたいとそのように考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

ただいま佐藤議員からありました幾つか重なる部分はもうカットいたしますけれども、提案理由の中、この中に合併に伴い、行政の範囲が拡大したということ、さらに市政の運営を積極的に行いたいということですが、この助役2人制というのは、市長のマニフェストにももちろん入っていましたが、それ以前の合併協議の中でもあったことでしょうか。

つまり、合併をして、行政範囲が広がるというのは、合併協議の中で十分わかるわけですので、その合併協議の段階でもその中にそういう構想も入っていたのでしょうか。そのことをお伺いをいたします。

それからマニフェスト、さっき出ました、この市長のマニフェストの中に2人の助役制というのはもちろんありましたけれども、マニフェストの1番の中に、大胆な行財政改革を行うというふうに書いてございますが、この市長の公約とすれば、先ほど報酬の審議会などで今後、歳費も考えていきたいというこ

ともありましたけれども、少しこの公約と、逆行するんじゃないかという気がいたしますが、そこら辺については、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この合併協におきましては、助役、収入役という2人置くという形でごございましたけど、昨年の自治法の改正等も含めまして、10万人未満の市におきましては、収入役を置かなくてもいいとそういう規定等もありましたので、私、今回、選挙に出馬するに当たりまして、助役の2人制ということで、それぞれ市民の皆様方にも訴えてまいりました。

なお、お話のとおり、それぞれ助役と収入役の報酬の単価が違いますので、この財政効率を考えてきたときに、総体にどうしていけばいいのか。それぞれトータルの中で2分の1して、今の収入役、助役の2人分の合わした中におきまして、これを2分の1ぐらいのところを設定するのか、そういうこともきちっと今回の提案する中におきまして、審議会等でご審議をしていただくと、そのように考えております。

○16番（池満 渉君）

わかりました。

もう一つです。市役所の中に、今回、部長制をしきました。もちろん、3つの支所に支所長もおります。この優秀な職員の方々に、今以上の権限をしっかりと委譲をして、職員の方々にしっかりと働いていただける体系を確立をするというのが大事だろうと思います。

むしろその時に市長と部長さん方、あるいは職員の中に2人の助役が入ることで考え方によっては、職務を行う中で、少しく混乱が起きるんじゃないかという気もいたします。

と申しますのは、先ほどの公約の中でも効率性と透明性の高い行政体、市役所をつくりますと。効率がいいと、透明であるということであれば、すっきりしたものが必要であると思いますが、助役が2人入るということに

よって、逆に命令系統などで、混乱がおきないかという気がしますが、そこら辺はいかがですか。

○市長（宮路高光君）

先ほども話、申し上げましたとおり、合併当初でございますので、それぞれの地域のそれ予算を含めました中におきまして、まだ把握もできない部分もございますので、そこあたりもきちっとその地域の声というのも吸い上げられる体制をしていかなきゃならない。

こういう合併が落ち着いていけば、今後、この2人助役制というのが、1人になるかもしれない。そういうふうにして今後、その問題は推移を見ていかなきゃならないというふうに考えております。

今、おっしゃいましたとおり、それぞれの支所長、それぞれでございますので、やはり今回はさっき言いましたように、総務、産業としておりますけど、まだ地域的にもきちっとそれぞれの担当を決めまして、その命令系がスムーズにいくよう、そのような体制の中でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○13番（田畑純二君）

今に関連して、質問させていただきますけど、6月9日付の南日本新聞で、入札予定価格ということで、公共工事の入札制度に関する改善委員会の第1回会合を開き、再発防止の一環として、予定価格の事前公表を試験的に実施する方針を決めたと、こういうふうに新聞報道があります。

そして、新たに就任する助役は、委員長を務めるという予定で、当面は、益満昭人総務企画部長が代行するというふうに新聞記事が載っとるんですけども、お尋ねしたいのは、この改善委員会の第1回会合、この内容とそして今度、新たに就任される助役、先ほどから、役割分担云々、今、市長が言っておられ

ますけど、ここら辺とのどういう担当の方、こういうのを助役が担当されるのか。そこら辺、もし今の段階でお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○市長（宮路高光君）

先ほども関連する部分がございますけど、特にこの入札制度につきましては、産業建設を担当する助役が主になって、このことに改革をしていかなきゃならないというふうに考えております。

また後ほど議会が終わった後におきまして、それぞれの委員会におきますそれぞれの要綱等につきましては、皆様方にご説明をさしたいただきたいというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○23番（畠中實弘君）

質問します。先ほど、議案第2号にもちょっと触れられましたので、そのことにもついでの質問でもあるわけですが、報酬格差ちゅうのは、まだ具体的には出ないわけですね。その月々のものとボーナス、そういうのをひくくめでの想定される差額ちゅうのは、執行でまだ掴んでいないわけですか。それがわかっているらばどのくらい、おおよそどのくらいのものであるかを示してもらいたい。

ただ市長は、具体的にはちょっとレベルを下げて、調整しますというような先走った答弁もありましたけれども、大体、想定は、部長の方でできるはずだと思うんで、難しいかもしれませんが、大体の線を示していただきたい。それが一つ。わかりましたね。

もう一つは、その類似団体で日置市に5万3,000人ですか、4,000人ですか、この規模のクラスで、今、提案されておるこのような形でやっているところが何カ所ぐらいあるのか。その辺の勉強も当然していらっしゃると思いますので、具体的にどこどこ

というのがわかれば、全協の場合等で多少、説明はあったかもしれませんが、この場で部長は仕事ですから、答えていただきたいと思います。

以上、2点の質問でございます。終わります。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは先ほど格差ということでございましたが、お手元に差し上げてございます例規集の中で、48-1ページというところに市長等の給与等に関する条例がございまして、この第2条の中で、助役が68万3,000円、それから収入役が月額63万2,000円ということで、5万円の差がございます。

先ほどは市長の方で例えばということで、2人を合算して2分の1するという案もあるのではないかとということで5万円をしますと、68万3,000円から2万5,000円を引いたことにいたしますと、66万円程度とか、そういうものになると思います。

それについては、また先ほど申しましたとおり、市長の方が申し上げましたが、特別職の報酬等審議会にいろいろな案を出して、そこで決定してもらって、諮問を受けて、市長は判断したいということだと思います。

それから類似団体についてということでございましたが、この前、合併いたしました大根占町と田代町が2万人ぐらいだと思いますが、ここはまだ町でございますけれども、2人助役制ということでございます。

それからもう一つ、志布志市になります志布志市の場合ですが、現在、1万8,000人、2万人弱でございますが、ここも今、助役制をとっております。

そういうことで合併直後の、融和を図るといことと、地域が広がったということで、市長の説でございましたので、これを前面に出して2人助役制ということでご理解をいただきたいということで、市長が提案をさ

れたと思っております。

以上でございます。

○23番（畠中實弘君）

あんまり明快でなく、ちょっと矛盾する点もありましたが、今の時点では、そのお答えで結構でございます。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

効率化経費節減を考えたら2人助役制よりも、1人でもいいんじゃないかと思えます。

旧伊集院町は、去年の1月から5月まで助役も収入役もないんです。そこがいつも空席ですが、それでもやってこれたということは、相当な経費節減にもなっているだろうと思うし、それでも切り抜けられたということは、2人助役を置いて、高い方にお金はですよ。助役が68万円、収入役が62万円です。5万円ぐらいのまあ違いがあるわけですけども、私は、助役は1人でよくはないかと思うし、どっかの町がしたから、どっかの町が2人助役にしたからで、そんなのまねする必要もないと。また結論も何も出てないわけです。

だから私は2人助役制には、反対いたします。

ここは反対討論だったね。

○議長（宇田 栄君）

そうですね。質問じゃないですよ。

○18番（坂口ルリ子さん）

助役と収入役がいなくて、5カ月ですね。どんな不便なことやら、おってもおらんでも一緒だと。そこをどう総括されているか質問いたします。

○市長（宮路高光君）

任期満了に伴いまして、この旧伊集院町の場合につきましては、12月で辞められた。このあと4カ月、これは基本的に合併という

のが想定されておりましたので、新しく新任することは難しかったということでございます。

その中におきまして、大変いろいろと大きな行事等がございました。それぞれ課長に、それぞれの役割分担をさせましたけど、やはりそれぞれの会議等につきまして、やはり課長で済まない部分もあったようでございます。

やはり、それぞれ特別職が行ってそれぞれの地域にしてもまた対等的なそれぞれの町におきましても、私は必要であるというふうに考えております。

○18番（坂口ルリ子さん）

十分な回答じゃないわけですけども、結局、助役、収入役いなくても、ほかの人たちに任務は重くなっただろうと思えますけども、それで切り抜けられたということは、やはり助役を2人する必要ないんじゃないかと、私は思うわけですが、助役と収入役を置いて、助役を2人した場合の金額的の相当な差が出てくると思えます。

ここで助役2人決めれば、それがもうずっといくわけじゃないですか。今から何十年も。そうするとあれですので、そこ辺の差額は計算してみたことないですか。

そこ辺がわかってたら、経費節減といいながら、効率化といいながら、そこに矛盾を感じるんです、私は。

そこをわかっていたらお願いします。

○総務企画部長（益満昭人君）

先ほどそのことにつきましては、今のところは報酬は白紙ですよと申し上げたと思うんですが、特別職の報酬審議会の中で諮って適正な価格を答申していただくということで、今の段階は白紙だということでございます。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○2番（上園哲生君）

今、当局から厳しい財政事情は勘案しながら、日置市の当初の広域ということに配慮をして、2人制をと、助役の2人制をとというご説明がございましたけれども、やはり財政の厳しい折の中、市民の皆さん方にこれから重い負担を強いていかなきゃならない場面もあるかと思うんですよ。

そういう意味で、何となく割り切れなさを持っておるんですけれども、やはり、最初からそういう危惧があれば、2人制もいたしかたないのかなという思いはあります。

そうした場合に、やはり日置市広域になった当初ということであれば、2年後にはこういう廃止をすとかいう、その時間を区切るようなお考えというもの、明確にできないのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、財政の効率化ということにつきましては、大変な課題が残っておりますけど、やはり合併当初という中におきまして、やはり安定的なそれぞれの地域発展ということも考えていかなければならない。私はそれがやはり一番大きなウエートであるというふうに考えておきまして、このことにつきましては、それぞれ運営する中におきまして、今、年度を区切ってということでごございますけど、やはりそれぞれの執行していかなければ、今の現時点で、何年とするということは、ちょっと年度は言えないということでご理解していただきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第1号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

さっき反対討論のようなことを言いましたが、私は助役2人制には反対いたします。

経費削減、効率化、その2人の役目、ちょっと余計なことかもしれませんが、助役が2人内定しているような話を聞くんです。だからああ、あの2人を——わかりますよね。あの2人ちゅたらね。助役にするんじゃないかと思って、私は、これがどういう理由で今から提案されて、助役が決まるのかわかりませんが、周知の沙汰があるわけですが、そうなった場合、あっ、談合で決めたのかというようなことが市民の中に起こってくるような気がいたしますので、やはり私は、助役と収入役にし、助役制2人は反対いたします。以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

○12番（中島 昭君）

私は賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、市長が説明されたとおり、やはり面積が広がって、そしてやはり平等にこの日置市という大きな器の中で、声を行政側に反映させていただくということは、やはり助役2人、当面の間は必要ではないかとそういうふうに思います。それがまず第一点。

それから職員の数が約540名、これも大変な数でございます。これも市長と助役1人で、ちゃんと監督できるか、その辺も非常に不安であります。できないことはないかもしれませんが、やはり今回、起こりました伊集院町の不祥事かれこれ、これからもしつ

かりと監督していただくためにも、やはり助役2人置いて、職員の監督をしっかりとやっていただく、そういう意味から助役2人に賛成をいたします。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。反対ですか。

○16番（池満 渉君）

合併の厳しさ、ごたごたの中で、しっかり期間は言えないけれども、当分の間というようなことにしても、私はこの条例の制定には反対でございます。

さっき話がありましたように、合併の大きな理由の一つにももちろん、行財政の縮減というのが、立て直しがあります。納税者である市民の方々は、本当に毎日、その日、その日が大変というぐらいに、一生懸命、頑張っております。

その大切な税金で、私たち議員や職員は、仕事をさせていただき、そして市民のために政をやっているのであります。

財政が厳しければ、2人分を1人で頑張るんだというような、そのような気概を持ってやることがむしろ大事であり、むしろそんな能力を職員の方々に、これ以上につけていただくことの方がもっと大事であります。

薩摩川内市は、合併をして甑島を含めて私たちのこの日置市よりももっと範囲も広がりました。しかし、現在、助役は1人であります。

そういったことを考えると、非常に疑問を感じます。また、先ほどありましたけれども、巷のうわさで、云々というようなこと、助役の採用に関して地域バランスをというような話も聞きますけれども、地域の均衡ある発展を考えて、この日置市が一緒に発展をしていくというのは、助役を2人採用して、均衡ある発展ということじゃなくて、本当に隅々までしっかりと政策が行き届き、住民の方々が

一緒になって、そのレベルを上げていくということ、そんな政策を展開することの方が、地域バランスを守るということになると思います。

私は、恐らく後日、助役の人事も提案されるでしょうが、その提案される人事がまさに市長のための助役でなくて、市民のためにしっかりと働ける優秀な助役が提案されることを望みます。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。

○17番（梶 康博君）

これまで賛成、反対討論もあったところでもありますけれども、まず、市長がこう提言されております均衡ある市政の発展ということを考える中におきまして、助役を2人置きたいということであるならば、その市長の力量も見極める必要もあるかと思えますし、また、報酬審議会等も開き、助役、収入役を置いたにしても、助役を2人置いたにしても、その報酬等について、多大な差額が生じないことであるならば、市長の提案どおりこの助役2人制を入れて、均衡ある市政の発展を期待した方がいいんじゃないかと考えます。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論ありませんか。

○23番（畠中實弘君）

議論百出しておりますが、皆さんの主張はよくわかります。

しかし、何を今、優先すべきかということ考えた場合、光輝く日置市をつくるために、構築するために今、みんな行政も議会も一生懸命取り組んでいるところです。

そのスタートラインです。議会は、行政の提案にして、どんな対応をするのかなと今、みょうに見張っているところですが、一番、注目しているのは、この第1号議案のことな

んですよ。

それで、バランス人事がどうのこうのと巷では言われていますが、そんなことは私はないと信じます。

しかし、今、我々は行政も議会も、何を重点に考えなきゃいけないかということにしばらく、行財政改革ですよ。経費削減、何もこんな陳腐な提案を今ごろ行政がするっていうのは、恥ずかしくて恥ずかしくて、一議員として私は住民に説明ができません。

それをよく承知しといてください。

頭でっかちのことをわざわざやることはないんですよ。もうこういうのこそ削って、金額は大したことはないかもしれませんが、基本姿勢ちゅうのが一番大事じゃないですか。

私は、まだまだいっぱいありますが、ほかの方も質問、それから反対討論等と言ってくれましたので、他町の、いろいろバランス的なものも考えている議員諸侯に対しては、ちょっと心苦しいところもありますが、伊集院町選出のとりあえずはその議員でもあります。そういう観点から見れば、伊集院には何も2人の助役は要らないわけであります。

さっき市長が、合併前、4カ月、孤軍奮闘されました。どんな事情で助役、収入役が欠けたかわかりませんが、その当時の宮路町長は、本当獅子奮迅の働きで、ちゃんと4カ月を全うされました。

そして今度は市ですから、合併して。1人助役が上がってくれば十分じゃないですか。何で2人、そこがおかしいんですよ。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）ということで、反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。反対がありますので、この採決は起立によって行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

はい、結構です。起立多数です。したがって、本案については原案のとおり可決されました。

△日程第39 議案第2号日置市収入役を置かない条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第39号、議案第2号日置市収入役を置かない条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第2号は、日置市収入役を置かない条例の制定についてであります。

助役の定数を2人とし、収入役を廃止し、収入役の事務を助役に兼務させるため、地方自治法第168条第2項の規定により、日置市収入役を置かない条例を制定したいので、同法第96条第1項第1号の規定により、提案するものであります。

条例内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは議案第2号につきまして、補足説明をさせていただきます。

別紙をお開きいただきたいと思います。

収入役を置かない条例でございます。第1条といたしまして、収入役の不設置、第1条地方自治法第168条第2項ただし書きの規定に基づき収入役を置かない。

この168条の第2項ただし書きというの

は、市町村は条例で収入役を置かず、市町村長または助役をしてその事務を兼掌することができるという規定に基づいております。

第2条で収入役の仕事の兼掌でございますが、収入役の仕事は、助役のうちから市長が指名した者が兼掌すると。第3条で、助役に事故あるときまたは欠けたときは、市長が収入役の仕事の兼掌するということでございます。

附則といたしましては、施行の期日はこの条例は、交付の日から施行いたします。

それから第2項で日置市の特別職報酬審議会条例の一部改正もお願いしてございますが、これにつきましては、例規集の464ページでございます。これの中の審議会条例の一部を次のように改正するものでございまして、第2条中に「市長助役及び収入役」でございますが、収入役を削りまして、「市長及び助役」の字句に改めるものでございます。

それから第3項といたしまして、日置市長等の給与等に関する条例の一部改正でございまして、この条例の中の第1条中「市長、助役及び収入役」とございまして、これを「市長及び助役」に改めるものでございまして、収入役の字句を削るものでございます。

それから第2条第1項第3号でございまして、これにつきましては、収入役の給料掲げでございますが、この収入役の給料の項を削るというものでございます。

次に、日置市職員等旅費に関する条例の一部改正でございまして、これにつきましては、例規集の586ページでございまして、この第2条中に「助役、収入役、教育長」という字句がございまして、これも「助役、教育長」にあらためまして、収入役の字句を削るものでございます。

第16条第1項第1号イ中の「助役、収入役、教育長」をこれも「助役、教育長」にあらためまして、収入役という字句を削るもの

でございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（梶 康博君）

この条例は、置かない条例というのを制定しないと、前条例の運用ができないということに自治法ではなっているのか、そこをお尋ねしたいところなんですけれども。

○総務企画部長（益満昭人君）

先ほど第1条のところに出てきましたとおり、市町村は条例で収入役を置かずにとすることで、収入役を置かない条例を定めてなければ、収入役を置くことができるということになりますので、置かない場合は、条例で定めなさいという規定がございます。それに基づくものでございます。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第2号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第2号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり

り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

△日程第40 議案第3号日置市長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第40号、議案第3号日置市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第3号は日置市長の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

収賄事件による職員逮捕という不祥事が発生し、市民の皆様にも多大な行政不信を招いたことを深くお詫びするため、6月分の市長給料から20%を減じて支給する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

なお、職員の処分につきましては、職員山下大輔を懲戒免職処分とし、当時の管理監督的立場にあった土木課長、課長補佐、係長をそれぞれ懲戒減給処分としました。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○14番（西園典子さん）

今、提案理由がなされました。旧町のときにおける市長の同義的責任だというふうに感じております。

それが今、先ほど、管理的な立場であった3人でしたか、その方も減給処分をなさったと。それ、具体的にどのようなものであ

ったかというものをひとつお尋ねいたします。

それからまた、この理由の、提案理由の中に多大な、市民の皆様にも多大な行政不信を招いたことを深くお詫びするという言葉があります。この多大な行政不信に対するお詫びというのが、1カ月2割カットというようなこの根拠、その数字の根拠の妥当性をどのようにお感じになって、これを出されたのかをひとつお尋ねします。

2点、お願いいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれ当時になりました監督、管理的監督にあった係長が5%、課長補佐も5%、土木課長が10%と、そういう職員の処分をいたしまして、最高責任者である私はその倍という考え方の中で、一応20%ということに決定をさしていただいたところでございます。

ひとつご審議をお願いいたします。

この多大な行政不信が20%かどうか、そこあたりは数的なもので私もいろいろこの20%が妥当であるかということは、ちょっとはかり知れない部分がございますけれども、やはり行政不信と言いますか、いろんな市民の皆様方のそれぞれ声をいただきまして、大変深く反省をしながら、また先も申し上げましたとおり、今後、このようなことが起こらない再発防止ということも今後きちっとやっていきたいというふうに考えております。

○14番（西園典子さん）

はかり知れないあれだったと、深く反省していらっしゃるということでございます。

そして、5%もやはり1カ月であるというふうに解釈してよろしいんですね。

これは、旧伊集院町におきましては、以前も4年前も同じような事件が、不祥事があったというふうにお聞きしております。

これを含めて、2回目であるというふうに感じているわけですが、そしてまたこれはま

だ現在結論が出てないと。取調べ中でもあるというふうに感じております、お聞きしておるところでございますけれども、これは、もう二度と起こしたくないというお気持ちであるならば、金銭的に言って、この金額が高いか低いか、これはその人の考える価値とかいろいろなものでは違うと思っておりますけれども、同義的責任、そして私たちもこのやはり日置市の先ほどおっしゃいました光輝く日置市のスタートラインというこの場に立って、住民がこの事件に対してもきちっと目を見開いて見ていると思っております。

やはりそういう場で、この不祥事が起こって、この対応に対して私たちがどう望むか、行政も議会もどう望むか、ということも住民はきちっと見て、見開いて、目を見開いて見ていると思っております。

これに対して先ほどの1カ月2割カット、それが妥当であるかということ、そしてまた、検討中、取調べ中であると。まだ今、複雑な問題もあるかもしれないというふうに感じておりますが、そういう段階で、今の段階でこの結論を出されることが妥当であるかどうかということに関して、お伺いします。

○市長（宮路高光君）

先もお話のとおり、同義的な責任ということもございまして、今、対応されておりました、接見もまかりならないということもございまして、俗に弁護士を通じた中におきまして、この職員の懲戒免職ということは、さしただきました。

おっしゃいますとおり、今後の課題につきまして、また議会等いろんな場面の中で、この問題を論議していかなくちゃならない。私としても早い形の中で一つの同義的な責任をとりたいという意思のあらわれでございまして。

○14番（西園典子さん）

今後も論議していかなくちゃいけないということ、今お答えになりましたが、という

ことは、今後、1カ月というのではなくて、もっと3カ月ぐらい分とかっていうような検討もなさるのかどうか。

それから、その辺の気持ち、もっと十分に検討を、今すぐけりをつけるというのではなくて、十分なもっと検討を続ける気がおありなのかどうか、そこをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今、この1カ月の20%ということもこれは今回提案することでもございましたので、これは皆様方の、議会の皆様方の判断にお任せしなければならないというふうに感じております。

まだ、事件につきましては、それぞれ警察、裁判、いろいろとしておりますので、最終的な形はわかりませんが、私は初心の同義的なもので今回、この1カ月の20%ということもご提案するというふうには理解していただきたいと思っております。

今後という形は、そういう再発防止を含めた中におきまして、いろいろと議会の皆様方と論議もしていかなくちゃならないというふうな意味で、説明させていただきました。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

全員協議会の中で、総務課長、部長の方から説明が若干あったんですけども、その中で、終結したというような話がございました。

まだ本人もまだ出てきておりません話を聞いてますし、今回のものはできたら本人の直接調査もし、そしてまた第三者の調査特別委員会等もつくりながら、そして最終的に処分をするべきじゃなかったかなという気もいたします。

そこで、今回この市長のこの問題につきましては、市長の自主的な判断でされたのか、それともそこまで至る何か手順的なものがあったのか、その点についてまずお尋ねいたし

ます。

○市長（宮路高光君）

私も5月の間は、この役所におりませんでしたので、その当時の中におきまして、やはり同義的に就任した中におきまして、ある程度の自分の処分をしていかなきゃならないということで、このことにつきましては、私、みずからの提案でございます。

○27番（佐藤彰矩君）

それと今申し上げました終結したという部長の説明がございましたけど、何を根拠に終結という形をとられたのか。まだ本人も出てきておりませんし、事件的な最終的な判断というものは、難しいんじゃないかというような気がするんです。

ですので、今後、まだ本人の直接調査もし、庁舎内で。そしてまた、本人的なものの、これもしっかりと調べた上で、町民も納得するような形の結論を出して、処分というのはその後、処分を出すべきじゃなかったかなというような気もするんです。

でも、市長が自主的にそういうような形をとられたということも、一理あると思います。理解はしますけれども、ですのでその終結したというその見解の根拠について、お尋ねいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

きのうの段階で私が説明不足があったかもしれないかもしれませんが、終結したとは言っておりません。そういう弁護士からの回答の、感触の中で、もうこれ以上の広がりはないんじゃないかという希望的な感触を持ったということでございまして、あくまでも判決が終わらない——起訴されて2件目の再逮捕も出ましたし、それが2回目も起訴されて判決が2つとも別々の事件、起訴事件ということで動いていきますので、裁判所の判決が終わらないと終結ではございません。

私は終結という言葉を使った覚えはありま

せんけれども、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○27番（佐藤彰矩君）

今回の場合、こういうような不祥事、まあ伊集院町にとっても非常に恥ずかしい問題であったと思います。

さらなる今後の問題としまして、再発防止というのが一番大事であろうと思います。ですので、調査特別委員会等もつくりながら、お互いこういうものが再発のないような形でされる気があるのか、その辺についての今後の対応についてお尋ねして終わります。

○市長（宮路高光君）

この再発防止ということで私どももマニュアルもきちっと作りまして、また議会の皆様方にもそのマニュアルをきちっとご説明申し上げ、今後、議会とも調整しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

本当にほかの3町には恥ずかしいことですが、旧伊集院町、4年前にもこんな、これに類似した事故がありまして、新聞沙汰になり、町長はたしか二度とこんなことがないよということもあって、たしか三役が、20%カットが3カ月じゃなかったかと思いますが、思ってますが、そこはどうでしたかね。

○総務企画部長（益満昭人君）

きのうの全協の中でそういう議員の方から指摘を受けまして、私も早速、当時の資料を調べてみました。

平成11年6月15日の提出した議案では、町長と助役が10%ずつ1カ月のカットということでございます。（発言する者あり）

以上でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

この今度の逮捕事件が出たのは、たしか5月の8日です。10日の新聞に載ったと思

いますけれども、ちょうど新市がスタートして10日目だねっていうことで、私もいろんなところからいろんなニュースが入ってきて、伊集院町はまだほかにもあるんだよって、あの人は辞めさせられたんだよ、使い込んで、そりゃ握りつぶしたもんじゃなというような声、それから自己破産した職員も何人かいると。そういうことを聞くんです。本当に旧町民は、いろんなことを庁舎内のことを知ってるんで、私以上に。私もびっくりすることがあったんですが、本当に弁護士の指導で、今度の20%も決まって1カ月ということになりましたけれども、まだ判決も終わっていないので、私はこれは継続審議みたいなものにしてもらって、また、今決めなくてもいいんじゃないかと思ったりしますが、市長の責任は大きいと、私は1カ月じゃ少ないと、3カ月ばかりとそういうふうにしてるわけですが、4年前は、あれはたしか懲戒免職ではなくて、論旨免職でした。

そういうことで本当に恥ずかしいけれども、伊集院町内にはそんなことがまだまだ、そんな予備軍がいるちゅうことは、私は感じていますが、再びこんなことがないようにと町長は言いますが、私は、弁護士の指導どおり、今度は町長が動かれたのかな、あ、市長は動かれたのか。弁護士との話し合いの内容がもう少しわかってたら聞きたいです。

○市長（宮路高光君）

弁護士の方には、私どもの対応をどうしていけばいいのか、こういうご相談を申し上げたということは事実でございまして、みずから早くこういう同義的な責任をとるということにおきましても、弁護士の方にも相談した中で今回提案するものでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第3号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第3号について討論を行います。討論はありませんか。

○13番（田畑純二君）

私は、この議案第3号に対して反対討論を行います。

今、るる市長の方から話は聞きました。それで早く同義的責任をとりたいと、それで弁護士の方にも相談した結果だというふうに聞きました。

ですけれども、企画部長並びに今までの話を聞いてみますと、まず審議も終わってない、取調べ中だということで結論から申しますと、この初議会、臨時議会で結論を出すんじゃないくて、今度の定例会、6月末から7月初めにかけての定例会でございますので、そのときにまたあらためて審議して、それからとりかかれても決して遅くはないと。

たしかに市長の言われる早く同義的責任をとってすっきりしたい、そういう気持ちはわかりますけど、客観的情勢がそこまで早く結論を出す必要があるのかどうかというふうに、私は疑問に思いますんで、さっき話がありましたも継続審査か、今の時点でこういう結論出すのは早過ぎるという意味で反対討論いたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。（「反対討論」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。反対が続けてはできませんので、原則で反対、賛成の順番でいきます。（「なんで」と呼ぶ

者あり) いや、それはちゃんと議会ルール見てくださいれば載ってますので。(発言する者あり) 会議規則は、(発言する者あり) ちょっと待ってください。

ちょっともう一回、間違いがあるといけませんので……、できんでしょう。(「できない」と呼ぶ者あり) ————だけどそれじゃ討論にならんですよね。この案件に対して、賛成か、反対かですから、継続というのはここには出てこないんです。

討論はもう反対か賛成かの討論ですの……。だめでしょう。53条で。交互の原則というのがあるはずですので。どうします、取り消しますか、それ。もう。

○13番(田畑純二君)

それじゃ継続の意思はどういう形であれするわけですか。反対とか、賛成とか今、はっきりこうするちゅう立場からいけば、継続という立場、どういう形で表明できますか。

○議長(宇田 栄君)

後で動議を出すか、動議を出す必要があると思います。

○13番(田畑純二君)

動議を出す。

○議長(宇田 栄君)

はい。(発言する者あり)

○13番(田畑純二君)

そんなら今の時点で、動議を出します。

今の時点で、私は先ほど申しましたように、反対か賛成かという結論を出すのは早過ぎるということで、継続審査を動議いたします。

○議長(宇田 栄君)

賛成の動議賛成者が1人、必要ですの……。

しばらく休憩いたします。

午後2時05分休憩

午後2時15分開議

○議長(宇田 栄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番(田畑純二君)

先ほどの動議を取り消しまして、反対討論ということで反対いたします。

理由は、時期尚早、もうちょっと様子を見るということで、今の時点で決めるのは、反対。

以上です。

○議長(宇田 栄君)

ほかに討論はありませんか。(発言する者あり) 賛成がないとできませんので、賛成の意見がなければできませんので、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宇田 栄君)

賛成がなければ反対ができますので、賛成の討論がなければ反対できます。いいんです。できるんです。

○18番(坂口ルリ子さん)

反対の立場でしょ。いいんでしょ。私も反対討論が続くような議会を今まで経験してませんので。

田畑議員と似たようなところもありますが、まだ時期尚……、早いと。それからもう少し処分は厳しくと思います。

その5月10日に新聞沙汰になって、逮捕問題、いろいろあったんですが、それが市長選の結果によくあらわれてると思うんですよ。

宮路市長が1万9,000票、上原一治が1万3,000票という批判票だと思うんですよ。だからもう少し、自分の責任を重く感じて、私は1カ月ぐらいの20%じゃ少ないと。山下大輔なんか、懲戒免職とまあ金額的には本当にみんな雑魚が引っかかったなあち、まだ大物は引っかかかかかもちゅうのが、巷の声なんですよ。

それで終結したっておかしい面もありますけど、町長はもう少し大事な、市長は——済みませんね、8年間町長ち言いよって——そ

ういうことで私はもう少し処分を重くするか、した方がいいということで1カ月80%には、本当は助役も収入役もおれば、そかもだったんでしょうが、土木課長やその人たちは本当にかわいそうに思ったりしますが、一応、これを決めることには反対です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案には反対がありますので、起立によって採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立少数です。したがって、本案は否決されました。

△日程第41 同意第12号日置市監査委員選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第41、同意第12号日置市監査委員選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

ここで佐藤彰矩君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので、しばらく退席を願います。

〔27番佐藤彰矩君退席〕

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（宮路高光君）

同意第12号は日置市監査委員選任につき、議会の同意を求めることについてであります。

日置市の設置により監査委員に佐藤彰矩氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるもの

であります。

佐藤氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。同意第12号は会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、同意第12号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから同意第12号を採決します。

お諮りします。本案については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時21分開議

○議長（宇田 栄君）

佐藤彰矩君に申し上げます。退席中に同意第12号は原案のとおり同意されましたので、お知らせをいたします。

△日程第42 日置地区消防組合議会議員選挙について

○議長（宇田 栄君）

日程第42、日置地区消防組合議会議員選挙を議題とします。

日置地区消防組合議会議員の定数は、組合規約により10人とされていますが、選出については、そのうち8人を日置市市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推薦については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することにしました。

日置地区消防組合議会議員に宇田栄君、畠中實弘君、嶋野哲盛君、成田浩君、西峯尚平君、東孝志君、漆島政人君、大園貴文君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました宇田栄君、畠中實弘君、嶋野哲盛君、成田浩君、西峯尚平君、東孝志君、漆島政人君、大園貴文君を当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、宇田栄君、畠中實弘君、嶋野哲盛君、成田浩君、西峯尚平君、東孝志君、漆島政人君、大園貴文

君が日置地区消防組合議会議員に当選されました。

当選されました畠中實弘君、嶋野哲盛君、成田浩君、西峯尚平君、東孝志君、漆島政人君、大園貴文君が議場におられますので――失礼、私もでした。宇田栄君が議場におられますので、会議規則第32条の規定により当選の告知をいたします。

私の方からいきます。皆さん、自席の方から受諾の旨をお伝えいただければいいと思っております。

今、当選の受託を受けましたので、一生懸命頑張りたいと思っております。よろしくお願いたします。

次、畠中議員さん、どうぞ。

○23番（畠中實弘君）

よろしくお願いたします。

○29番（嶋野哲盛君）

今、受託の受けましたので頑張ります。よろしくお願いたします。

○28番（成田 浩君）

同じく頑張ります。

○26番（西峯尚平君）

同じく頑張ります。

○19番（東 孝志君）

よろしくお願いたします。

○11番（漆島政人君）

よろしくお願いたします。

○10番（大園貴文君）

よろしくお願いたします。

△日程第43 日置広域連合議会議員選挙について

○議長（宇田 栄君）

日程第43、日置広域連合議会議員選挙を議題とします。

日置広域連合議会議員の定数は、連合規約により10人とされていますが、選出については、そのうち8人を日置市市議会議員の中

から選挙するようになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推薦については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

日置広域連合議会議員に、宇田栄君、長野瑳や子さん、鳩野哲盛君、西菌典子さん、田畑純二君、門松慶一君、下御領昭博君、上園哲生君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました宇田栄君、長野瑳や子さん、鳩野哲盛君、西菌典子さん、田畑純二君、門松慶一君、下御領昭博君、上園哲生君を当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、宇田栄君、長野瑳や子さん、鳩野哲盛君、西菌典子さん、田畑純二君、門松慶一君、下御領昭博君、上園哲生君が日置広域連合議会議員に当選されました。

当選されました宇田栄君、長野瑳や子さん、鳩野哲盛君、西菌典子さん、田畑純二君、門松慶一君、下御領昭博君、上園哲生君が議場におられますので、会議規則第32条の規定により、当選の告知をいたします。

じゃ私からいきます。

今、当選の告知を受けましたので、頑張っ

てまいります。

次、長野さん。

○20番（長野瑳や子さん）

わかりました。よろしくお願ひします。

○29番（鳩野哲盛君）

よろしくお願ひします。

○14番（西菌典子さん）

よろしくお願ひします。

○13番（田畑純二君）

お受けいたしました。よろしくお願ひいたします。

○4番（門松慶一君）

一生懸命やりたいと思ひます。

○3番（下御領昭博君）

よろしくお願ひします。

○2番（上園哲生君）

よろしくお願ひいたします。

△日程第44 薩南火葬場組合議会議員選挙について

○議長（宇田 栄君）

日程第44、薩南火葬場組合議会議員選挙を議題とします。

薩南火葬場組合議会議員の定数は、連合規約により10人とされていますが、選出については、日置市市議会議員の中から1人を選挙するようになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推薦については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

薩南火葬場組合議会議員に、地頭所貞視君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました地頭所貞視君を当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、地頭所貞視君が薩南火葬場組合議会議員に当選されました。

当選されました地頭所貞視君が議場におられますので、会議規則第32条の規定により、当選の告知をいたします。

○24番（地頭所貞視君）

お受けいたします。頑張ります。

△日程第45 薩南衛生処理組合議会議員選挙について

○議長（宇田 栄君）

日程第45、薩南衛生処理組合議会議員選挙を議題とします。

薩南衛生処理組合議会議員の定数は、組合規約により12人とされていますが、選出については、そのうち1人を日置市議会議員の中から選挙するよう規定されております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推薦については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

薩南衛生処理組合議会議員に、宇田栄君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました宇田栄君を当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、宇田栄君が薩南衛生処理組合議会議員に当選されました。

当選されました宇田栄君が議場におられますので、会議規則第32条の規定により、当選の告知をいたします。

お受けいたします。

△日程第46 西薩火葬場組合議会議員選挙について

○議長（宇田 栄君）

日程第46、西薩火葬場組合議会議員選挙を議題とします。

西薩火葬場組合議会議員の定数は、組合規約により10人とされており、選出については、そのうち4人を日置市市議会議員の中から選挙するようになっています。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推薦については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

西薩火葬場組合議会議員に、宇田栄君、田丸武人君、田畑純二君、並松安文君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました宇田栄君、田丸武人君、田畑純二君、並松安文君を当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、宇田栄君、田丸武人君、田畑純二君、並松安文君が西薩火葬場組合議会議員に当選されました。

当選されました宇田栄君、田丸武人君、田畑純二君、並松安文君が議場におられますので、会議規則第32条の規定により、当選の告知をいたします。

お受けいたします。

○15番（田丸武人君）

よろしく申し上げます。

○13番（田畑純二君）

よろしく申し上げます。

○7番（並松安文君）

よろしく申し上げます。

△日程第47 串木野市・市来町・日置市衛生処理組合議会議員選挙について

○議長（宇田 栄君）

日程第47、串木野市・市来町・日置市衛生処理組合議会議員選挙を議題とします。

串木野市・市来町・日置市衛生処理組合議会議員の定数は、組合規約により12人とされており、選出については、そのうち4人を日置市市議会議員の中から選挙するようになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推薦については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

串木野市・市来町・日置市衛生処理組合議会議員に、宇田栄君、長野瑳や子さん、重水富夫君、田丸武人君を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました宇田栄君、長野瑳や子さん、重水富夫君、田丸武人君を当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、宇田栄君、長野瑳や子さん、重水富夫君、田丸武人君が串木野市・市来町・日置市衛生処理組合議会議員に当選されました。

当選されました宇田栄君、長野瑳や子さん、重水富夫君、田丸武人君が議場におられますので、会議規則第32条の規定により、当選の告知をいたします。

お受けいたします。

○20番（長野瑳や子さん）

お受けいたします。

○22番（重水富夫君）

よろしく申し上げます。

○15番（田丸武人君）

よろしく申し上げます。

△日程第48 日置市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（宇田 栄君）

日程第48、日置市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

地方自治法第181条第2項並びに第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員及び補充員の選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推薦については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

日置市選挙管理委員会には丸山一夫さん、昭和3年6月20日生まれ、住所は、日置市東市来町養母10767番地3であります。選挙管理委員の経験もされております。

次に、東國廣さん、大正14年2月22日生まれ、住所は日置市伊集院町郡1536番地であります。選挙管理委員の経験もあります。

次に、坂上淳一さん、昭和10年4月11日生まれ、住所は日置市日吉町吉利5764番地の1であります。日置市の暫定選挙管理委員補充員も経験されております。

次に、川路順子さん、昭和10年1月15日

生まれ、住所は日置市吹上町入来625番地であります。選挙管理委員の経験もされております。

以上、4人の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました丸山一夫さん、東國廣さん、坂上淳一さん、川路順子さんを当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、丸山一夫さん、東國廣さん、坂上淳一さん、川路順子さんが日置市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推薦については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

日置市選挙管理委員会の補充員に第1順位として、南和郎さん、大正15年5月25日生まれ、日置市東市来町湯田2829番地であります。選挙管理委員の経験もあります。

次に、第2順位といたしまして、桃北正雄さん、昭和12年11月28日生まれ、住所は、日置市伊集院町下神殿2074番地の3であります。選挙管理委員の経験もされてお

ます。

次に、第3順位といたしまして、山口洋子さん、昭和19年4月24日生まれ、住所は日置市吹上町永吉11630番地であります。選挙管理委員の経験もされております。

次に、第4順位といたしまして、松村哲郎さん、昭和13年1月15日生まれ、住所は日置市日吉町吉利2045番地であります。選挙管理委員の経験もされております。

以上、4人の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました第1順位として南和郎さん、第2順位として桃北正雄さん、第3順位として山口洋子さん、第4順位として松村哲郎さんを当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、第1順位として南和郎さん、第2順位として桃北正雄さん、第3順位として山口洋子さん、第4順位として松村哲郎さんが日置市選挙管理委員会委員の補充員として当選されました。

以上で選挙管理委員及び補充員の選挙を終わります。

△日程第49 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第49、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しました議会運営にかかわる閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、日程のすべてを終了いたしました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（宮路高光君）

平成17年第1回日置市議会臨時会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、日置市の誕生後、初めての議会であり、昨日から2日間にわたり、開会されましたが、この間、宇田議長並びに地頭所副議長が選任され、また各常任委員会の委員構成も整いまして日置市議会がスタートされたところでございます。

今後、本市の重要な施策や課題について、ご審議をいただきながら、ご指導、ご鞭撻を賜りたいと存じます。

また先ほど、監査委員の選任、また選挙管理委員会委員の補充の選挙等の推薦もいただき、まことにご同慶に耐えません。さらに議員の皆さん方には、慎重審議のうちに、人事案件及び本市の設置に伴う専決処分にかかる議案等すべてご同意ご承認賜りましてまことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

今後の市政運営に当たりましては、財源の効率的な活用に努め、市内それぞれの地域の特性等恵まれた自然環境を生かし、市民の融和といち早い一体感が醸成されていくよう市民参加型の市政運営を推進し、合併してよかったと言っていただけのように、全力を傾注してまいりたいと存じます。

あらためて申し上げるまでもありませんが、これらの実現のためには、議員各位を初め、

市民の皆様方のご理解、ご協力を欠くことのできないものであります。

何とぞ本市の順調なスタートと発展のために、皆様方の豊富な識見と経験によるご意見、ご提案を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方が今後、ご健勝でご活躍されることをご祈念し、臨時議会の閉会に当たり、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宇田 栄君）

以上をもちまして、平成17年第1回日置市議会臨時会を閉会いたします。

午後2時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会臨時議長 畠 中 實 弘

日置市議会議長 宇 田 栄

日置市議会副議長 地頭所 貞 視

日置市議会議員 出 水 賢太郎

日置市議会議員 上 園 哲 生